

# 国 有 財 産 の 概 要

## 第 1 国 有 財 産 の 制 度

### 1. 国 有 財 産 と は

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産、船舶・自動車・航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権・特許権等の知的財産権、地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいる国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第 1 表 国 有 財 産 の 範 囲

#### (1) 国 有 財 産 法 第 2 条 に 規 定 す る 国 有 財 産

国 有 財 産	物	不動産	(1) 土地 (2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
		動産	(1) 船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機 (2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）
	財 産 権	用益物権	(1) 地上権 (2) 地役権 (3) 鉱業権 (4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）
		知的財産権	(1) 特許権 (2) 著作権 (3) 商標権 (4) 実用新案権 (5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）
		有価証券等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(1) 株式 (2) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。） (3) 新株予約権 (4) 地方債 (5) 信託の受益権 (6) 以上のものに準ずるもの (7) 出資による権利

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

#### (2) 国 有 財 産 法 附 則 第 4 条 に 規 定 す る 国 有 財 産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

### 2. 国 有 財 産 の 分 類 及 び 種 類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途によって4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

#### (1) 行 政 財 産

##### イ. 公 用 財 産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

##### ロ. 公 共 用 財 産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

##### ハ. 皇 室 用 財 産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

##### ニ. 森 林 経 営 用 財 産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産

(注)平成25年4月1日の国有林野事業特別会計の一般会計化に伴う国有財産法改正により企業用財産は廃止され、森林経営用財産が新設された。なお、改正前の本項の記述は以下のとおり。

##### 二. 企 業 用 財 産

国において国の企業（国有林野事業）又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産

#### (2) 普 通 財 産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産

のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々、社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不要となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

### 3. 国有財産の管理及び処分

#### (1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等を行うことをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合、庁舎等の一部に余裕がある場合で、当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取こわしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や食料安定供給特別会計等12の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分することができることとなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ。国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ。所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ。取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に

委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

#### (2) 国有財産台帳

イ。国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記録することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは、（イ）公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、（ロ）一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、台帳に記録することとしている。

ロ。国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、財務大臣が指定するものを除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、毎年度、評価替（以下、「価格改定」という。）を行うこととしている。

#### (注) 価格改定の評価方法

- ・土地…原則として、相続税評価額
- ・建物、工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額
- ・上場有価証券…市場価格
- ・政府出資等…純資産額

ハ。平成22年1月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い国有財産台帳は電子化されている。

#### (3) 国有財産増減及び現在額報告書等、同総計書等

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、年度間の増減及び当該年度末の現在額を、国有財産増減及び現

在額報告書として作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたいえ、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお、平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

(注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。

2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成しているため、合計数字と符合しないことがある。

3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

## 第2 国有財産の現在額

### 1. 国有財産の総額

国有財産の平成24年度末における現在額は、105兆2,547億円であり、そのうち行政財産は28兆7,002億円（27.3%）、普通財産は76兆5,545億円（72.7%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

### 2. 区分別現在額（統計1, 2, 8, 20, 24参照）

平成24年度末現在の国有財産を区分別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の67.4%を、土地が16.0%を占め、次いで立木竹、工作物、建物の順となっている。

#### (1) 土地

土地の現在額は87,656km<sup>2</sup>、16兆8,243億円であり、この面積は、国土面積377,959km<sup>2</sup>の約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,632km<sup>2</sup>、11兆9,254億円であり、普通財産は1,023km<sup>2</sup>、4兆8,988億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の企業用財産（注）85,325km<sup>2</sup>（3,062億円）であり、大部分は国有林野である（第3表参照）。価格の主なものは、公用

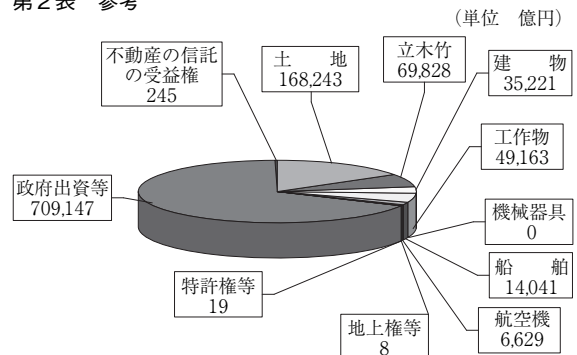
第2表 平成24年度末国有財産区分別現在額

（平成25年3月31日現在）（単位 億円）

区 分	数量単位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	87,656,588	168,243
立 木 竹			69,828
建 物	延べ千平方メートル	58,330	35,221
工 作 物			49,163
機 械 器 具			0
船 隻		2,274	14,041
航 空 機		1,733	6,629
地 上 権 等	千平方メートル	2,826	8
特 許 権 等	千件	1,536	19
政 府 出 資 等			709,147
不動産の信託の受益権	件	2	245
合 計			1,052,547

(注) 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

第2表 参考



第3表 行政財産（土地）の現況

（平成25年3月31日現在）（単位 千m<sup>2</sup>、億円、%）

種 類	数 量	割 合	価 格	割 合
公 用 財 産	1,177,651	1.4	106,127	89.0
うち 防衛省所管	996,283	1.2	40,574	34.0
うち 財務省所管	11,473	0.0	13,618	11.4
公 共 用 財 産	110,741	0.1	5,075	4.2
皇 室 用 財 産	19,059	0.0	4,989	4.2
企業用財産（国有林野）	85,325,531	98.5	3,062	2.6
合 計	86,632,984	100.0	119,254	100.0

財産の10兆6,127億円（1,177km<sup>2</sup>）であって、その主なものは、防衛省所管の4兆574億円（996km<sup>2</sup>）、財務省所管の1兆3,618億円（11km<sup>2</sup>）及び国土交通省所管の1兆3,346億円（89km<sup>2</sup>）である。

第4表 普通財産（土地）の現況

(平成25年3月31日現在) (単位 千㎡, 億円, %)

区 分	数 量	割合	価 格	割合
一般会計所属財産	942,333	92.1	47,685	97.3
在日米軍への提供地	72,271	7.1	21,219	43.3
地方公共団体等への貸付地	90,624	8.9	19,005	38.8
時 価 貸 付	15,580	1.5	4,934	10.1
無 償 貸 付	71,736	7.0	12,829	26.2
減 額 貸 付	3,307	0.3	1,242	2.5
未 利 用 国 有 地	9,848	1.0	4,868	9.9
その他（山林原野等）	769,589	75.2	2,592	5.3
特別会計所属財産	81,271	7.9	1,302	2.7
合 計	1,023,604	100.0	48,988	100.0

また、普通財産の現況は第4表のとおりであって、アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの（2兆1,219億円）、公園等として地方公共団体等へ貸付しているもの（1兆9,005億円）が大半を占めている。

(注) 企業用財産は、平成25年4月1日以降、国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項に掲げる国有林野を「森林経営用財産」とし、これ以外の財産については「公用財産」として整理している（以下、「企業用財産」については同様）。

## (2) 立木竹

立木竹の現在額は6兆9,828億円であって、行政財産は6兆9,774億円であり、普通財産は54億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の企業用財産6兆9,376億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の30億円である。

## (3) 建 物

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58km<sup>2</sup>、3兆5,221億円であって、行政財産は延べ49km<sup>2</sup>、3兆1,340億円であり、普通財産は延べ9km<sup>2</sup>、3,881億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ48km<sup>2</sup>、3兆96億円であって、その主なものは、防衛省所管の延べ17km<sup>2</sup>、8,611億円、財務省所管の延べ10km<sup>2</sup>、5,712億円及び法務省所管の延べ6km<sup>2</sup>、4,122億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ5km<sup>2</sup>、2,026億円及び防衛省所管の延べ3km<sup>2</sup>、1,679億円である。

## (4) 工作物

工作物の現在額は4兆9,163億円であって、行政財産は4兆5,963億円であり、普通財産は3,199億円である。

行政財産の主なものは、国土交通省所管の公用財産9,427

億円、経済産業省所管の公用財産6,891億円及び防衛省所管の公用財産5,122億円であり、他に農林水産省所管の企業用財産1兆7,797億円がある。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の1,824億円、防衛省所管の1,343億円である。

## (5) 機械器具

機械器具の現在額は48円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。これらは、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であって、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

## (6) 船 舶

船舶の現在額は2,274隻、1兆4,041億円であって、行政財産は2,239隻、1兆4,011億円であり、普通財産は35隻、29億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,162隻、1兆4,011億円であって、その主なものは、防衛省所管の486隻、1兆2,231億円及び国土交通省所管の1,402隻、1,613億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の11隻、29億円である。

## (7) 航空機

航空機の現在額は1,733機、6,629億円であって、行政財産は、1,726機、6,629億円であり、普通財産は7機、7円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,547機、6,254億円及び国土交通省所管の90

第5表 政府出資現在額

(平成25年3月31日現在) (単位 億円)

政府出資法人	法人数	国有財産台帳価格		
		一般会計	特別会計	合計
金融機関	2	1,029	74	1,103
事業団等	8	12,035	5,688	17,723
独立行政法人	96	180,751	107,866	288,617
国立大学法人	86	67,418	—	67,418
大学共同利用機関法人	4	2,886	—	2,886
特殊会社等	22	78,564	194,021	272,586
国際機関	12	31,405	20,909	52,315
清算法人	4	88	—	88
合 計	234	374,178	328,560	702,739

(注) 1. 市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものとしている（国有財産台帳価格）。

2. 金融機関…沖繩振興開発金融公庫及び日本銀行。

3. 事業団等…預金保険機構外7事業団等。

4. 独立行政法人…国立公文書館外95法人。

5. 国立大学法人…北海道大学外85国立大学法人。

6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。

7. 特殊会社等…特別の法律に基づき設立された株式会社で日本たばこ産業株式会社外21会社等。

8. 国際機関…国際通貨基金外11機関。

9. 清算法人…日本製鐵株式会社外1清算会社と南方開発金庫外1閉鎖機関。



機、254億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の現在額は2km<sup>2</sup>、8億円であって、行政財産は0.7km<sup>2</sup>、8億円であり、普通財産は2km<sup>2</sup>、4百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産0.7km<sup>2</sup>、7億円であって、その主なものは、防衛省所管の地役権0.5km<sup>2</sup>、6億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の鉱業権2km<sup>2</sup>、3百万円である。

(9) 特許権等（統計9、10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権）の現在額は1,536千件、19億円であって、行政財産は1,535千件、19億円であり、普通財産は0.4千件、0.4億円である。

行政財産の主なものは公用財産であって、国土交通省所管の著作権1,532千件、17億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.1億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の現在額は国有財産総額の67.4%に及ぶ70兆9,147億円であって、その99.1%に当たる70兆2,739億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産（政府出資）である。この政府出資の現在額を会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおりであって、このうち、37兆4,178億円は一般会計からの、32兆8,560億円は特別会計からの出資である。

一般会計から出資している法人の主なものは、独立行政

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成25年3月31日現在）

（単位 億円，％）

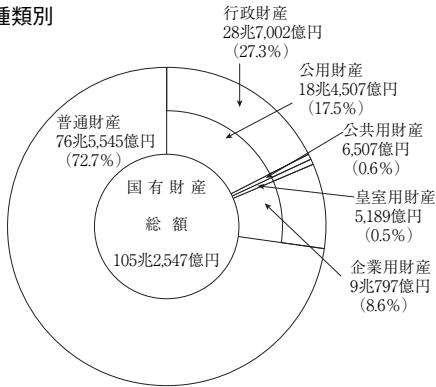
分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(一 般 会 計)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	1,227,621	104,183	44,067	27,588	33,153	船 舶	13,813	164,925	27.8
公用財産	1,097,819	94,118	43,382	26,906	32,204	船 舶	13,813	153,229	25.8
公共用財産	110,741	5,075	481	578	853	工 作 物	754	6,507	1.1
皇室用財産	19,059	4,989	203	103	96	工 作 物	85	5,189	0.9
企業用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	942,333	47,685	8,530	3,717	377,751	政府出資等	374,249	429,154	72.2
計	2,169,954	151,869	52,598	31,305	410,904			594,079	100.0
(特 別 会 計)									
行政財産	85,405,363	15,071	5,193	3,751	103,253	立 木 竹	69,422	122,076	26.6
公用財産	79,831	12,008	4,625	3,190	16,079	工 作 物	15,820	31,278	6.8
公共用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企業用財産	85,325,531	3,062	568	561	87,174	立 木 竹	69,376	90,797	19.8
普通財産	81,271	1,302	538	163	334,925	政府出資等	334,897	336,391	73.4
計	85,486,634	16,374	5,732	3,915	438,178			458,468	100.0
(合 計)									
行政財産	86,632,984	119,254	49,261	31,340	136,407	立 木 竹	69,774	287,002	27.3
公用財産	1,177,651	106,127	48,008	30,096	48,283	工 作 物	27,326	184,507	17.5
公共用財産	110,741	5,075	481	578	853	工 作 物	754	6,507	0.6
皇室用財産	19,059	4,989	203	103	96	工 作 物	85	5,189	0.5
企業用財産	85,325,531	3,062	568	561	87,174	立 木 竹	69,376	90,797	8.6
普通財産	1,023,604	48,988	9,069	3,881	712,676	政府出資等	709,147	765,545	72.7
合 計	87,656,588	168,243	58,330	35,221	849,083			1,052,547	100.0

(注) 1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計56.4%、特別会計43.6%である。

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

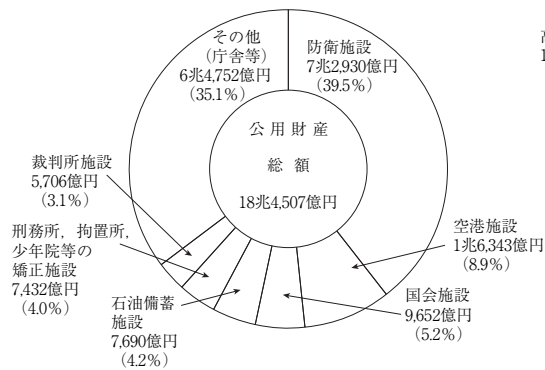
第6表 (参考) 国有財産分類別・種類別現在額 (平成25年3月31日現在)

## 1. 分類・種類別

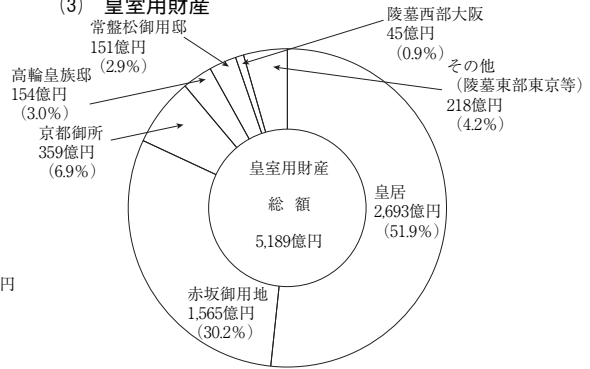


## 2. 行政財産

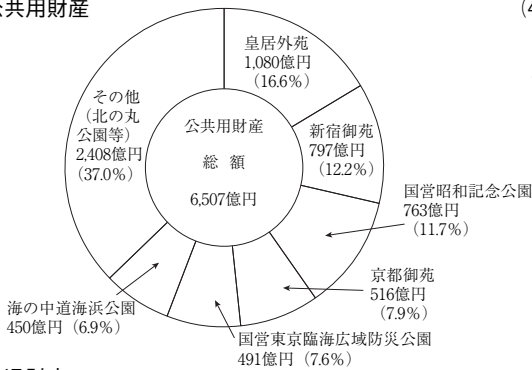
## (1) 公用財産



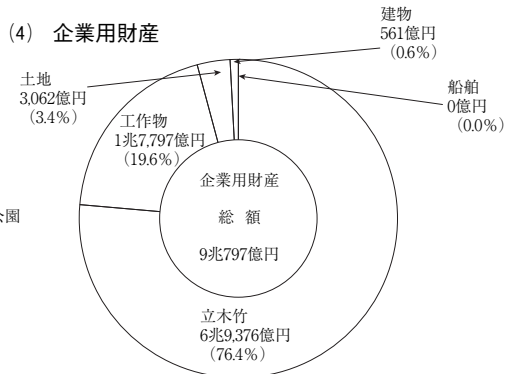
## (3) 皇室用財産



## (2) 公共用財産

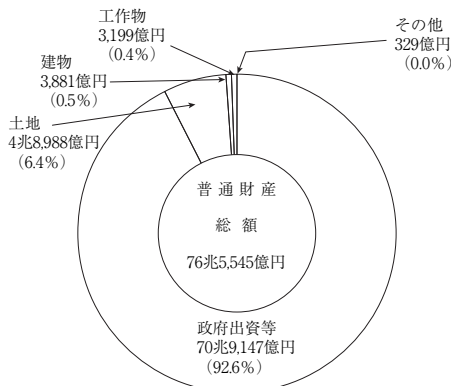


## (4) 企業用財産

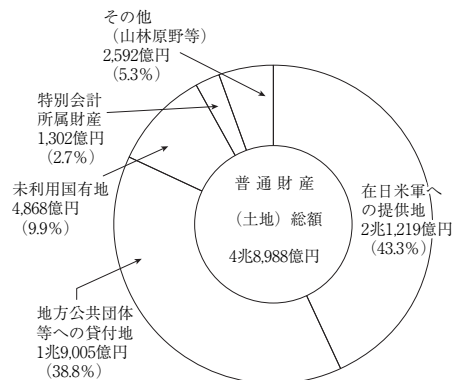


## 3. 普通財産

## (1) 総額



## (2) 普通財産 (土地)



法人国際協力機構（8兆8,686億円）、日本郵政株式会社（4兆4,813億円）、株式会社日本政策金融公庫（3兆3,032億円）、国際開発協会（2兆1,041億円）である。

特別会計から出資している法人の主なものは、国債整理基金特別会計から日本郵政株式会社（7兆9,668億円）、社会資本整備事業特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（6兆6,173億円）、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行（2兆5,166億円）、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（2兆909億円）及び年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構（1兆5,354億円）である。

（法人別内訳及び法人の概要は統計13、14参照）

#### (11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の現在額は、財務省所管の普通財産2件、245億円である。

### 3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3、8参照）

平成24年度末現在の国有財産を会計別、分類別、種類別にみると第6表のとおりである。

また、公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産及び普通財産について、それぞれの用途別の割合を図示すれば第6表（参考）のとおりである。

なお、行政財産及び普通財産について、区分別に表示すると第7表のとおりである。

### 4. 所管別現在額（統計5、18、20、24参照）

平成24年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりである。総額の62.3%に当たる65兆5,501億円が財務省所管に係るものであって、その96.9%は普通財産63兆4,920億円（主として政府出資等58兆2,778億円）である。

次に、国土交通省所管に係るものが総額の10.5%、11兆865億円であって、その71.7%は普通財産7兆9,521億円（主として政府出資等7兆9,170億円）である。

以下、農林水産省所管9兆3,671億円（主として国有林野事業特別会計の企業用財産9兆797億円（うち立木竹6兆9,376億円）、防衛省所管7兆6,180億円（主として一般会計の公用財産7兆2,930億円）、厚生労働省所管3兆3,670億円（主として年金特別会計の普通財産2兆1,814億円）の順となっている。

## 第3 国有財産の増減額

### 1. 増減の総額（統計15、16参照）

国有財産の平成24年度中の総増加額は10兆2,045億円、総減少額は7兆8,041億円であって、差し引き2兆4,004億円の純増加となっている。

## 第7表 国有財産分類別・区分別現在額

（平成25年3月31日現在）（単位 億円、%）

分類・区分	価 格	割 合
行政財産	287,002	27.3
土 地	119,254	11.3
立 木	69,774	6.6
建 物	31,340	3.0
工 作 物	45,963	4.4
船 舶 ・ 航 空 機	20,641	2.0
そ の 他	27	0.0
普通財産	765,545	72.7
土 地	48,988	4.7
立 木	54	0.0
建 物	3,881	0.4
工 作 物	3,199	0.3
機 械 器 具	0	0.0
船 舶 ・ 航 空 機	29	0.0
政 府 出 資 等	709,147	67.4
そ の 他	245	0.0
合 計	1,052,547	100.0

（注）上記は、国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり、道路、河川等は含まれていない。

### 2. 区分別増減額（統計15参照）

平成24年度における国有財産の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって、増加の主なものは、工作物4,641億円（5,172億円増加、531億円減少）及び政府出資等3,012億円（5兆703億円増加、4兆7,691億円減少）であり、減少の主なものは、土地2,289億円（2,882億円増加、5,172億円減少）である。また、価格改定による増減額は第11表のとおりである。

### 3. 会計別増減額

平成24年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって、一般会計は4,395億円（1兆8,235億円増加、1兆3,840億円減少）の増加、特別会計は5,903億円（4兆7,163億円増加、4兆1,259億円減少）の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融资特別会計2兆7,513億円、東日本大震災復興特別会計8,144億円、社会資本整備事業特別会計7,348億円、減少の主なものは、財政投融资特別会計2兆3,536億円、国債整理基金特別会計7,766億円である。

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（平成25年3月31日現在）

（単位 億円、％）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
<b>(行政財産)</b>	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	360	5,651	593	740	314	工作物 310	6,707	2.3	
参議院	146	2,520	216	262	162	工作物 160	2,944	1.0	
最高裁判所	2,386	3,767	1,996	1,541	397	工作物 387	5,706	2.0	
会計検査院	56	38	20	8	4	工作物 3	51	0.0	
内閣府	326	237	60	78	62	工作物 61	378	0.1	
内閣府省	23,789	11,230	2,013	1,782	1,166	工作物 992	14,179	4.9	
総務省	337	1,023	308	361	108	工作物 90	1,492	0.5	
法務省	39,596	7,770	6,358	4,122	1,444	工作物 1,417	13,337	4.6	
外務省	1,094	2,035	608	947	646	工作物 643	3,629	1.3	
財務省	11,473	13,618	10,221	5,712	1,249	工作物 1,178	20,580	7.2	
文部科学省	4,787	2,123	276	400	87	工作物 85	2,611	0.9	
厚生労働省	10,001	3,131	2,307	1,713	525	工作物 514	5,369	1.9	
農林水産省	85,328,689	4,523	1,333	942	87,324	立木竹 69,378	92,790	32.3	
経済産業省	11,634	2,545	401	334	6,959	工作物 6,891	9,839	3.4	
国土交通省	126,810	15,750	5,232	3,612	11,980	工作物 9,980	31,343	10.9	
環境省	75,207	2,711	195	168	230	工作物 212	3,110	1.1	
防衛省	996,283	40,574	17,117	8,611	23,744	船 12,231	72,930	25.4	
計	86,632,984	119,254	49,261	31,340	136,407		287,002	100.0	
<b>(普通財産)</b>									
衆議院	—	—	—	—	—	—	—	—	
参議院	—	—	—	—	—	—	—	—	
最高裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—	
会計検査院	—	—	—	—	—	—	—	—	
内閣府	—	—	—	—	—	—	—	—	
内閣府省	—	—	—	—	0	船 0	0	0.0	
総務省	12	0	2	0	0	工作物 0	0	0.0	
法務省	7	71	1	0	0	工作物 0	72	0.0	
外務省	43	6	12	9	8	工作物 8	24	0.0	
財務省	788,851	48,015	5,501	2,026	584,878	政府出資等 582,778	634,920	82.9	
文部科学省	249	1	22	32	2,987	政府出資等 2,986	3,020	0.4	
厚生労働省	934	120	131	40	28,140	政府出資等 28,136	28,301	3.7	
農林水産省	230,159	249	203	77	553	政府出資等 540	881	0.1	
経済産業省	42	9	13	8	15,535	政府出資等 15,535	15,553	2.0	
国土交通省	2,371	337	27	6	79,178	政府出資等 79,170	79,521	10.4	
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—	
防衛省	931	175	3,152	1,679	1,394	工作物 1,343	3,249	0.4	
計	1,023,604	48,988	9,069	3,881	712,676		765,545	100.0	
<b>(合計)</b>									
衆議院	360	5,651	593	740	314	工作物 310	6,707	0.6	
参議院	146	2,520	216	262	162	工作物 160	2,944	0.3	
最高裁判所	2,386	3,767	1,996	1,541	397	工作物 387	5,706	0.5	
会計検査院	56	38	20	8	4	工作物 3	51	0.0	
内閣府	326	237	60	78	62	工作物 61	378	0.0	
内閣府省	23,789	11,230	2,013	1,782	1,166	工作物 992	14,179	1.3	
総務省	350	1,024	310	361	108	工作物 90	1,493	0.1	
法務省	39,604	7,841	6,360	4,122	1,444	工作物 1,417	13,409	1.3	
外務省	1,138	2,041	620	956	655	工作物 651	3,653	0.3	
財務省	800,325	61,633	15,723	7,739	586,127	政府出資等 582,778	655,501	62.3	
文部科学省	5,036	2,124	298	432	3,074	政府出資等 2,986	5,632	0.5	
厚生労働省	10,936	3,251	2,438	1,753	28,665	政府出資等 28,136	33,670	3.2	
農林水産省	85,558,849	4,773	1,536	1,019	87,878	立木竹 69,380	93,671	8.9	
経済産業省	11,676	2,555	415	342	22,494	政府出資等 15,535	25,392	2.4	
国土交通省	129,181	16,087	5,260	3,619	91,158	政府出資等 79,170	110,865	10.5	
環境省	75,207	2,711	195	168	230	工作物 212	3,110	0.3	
防衛省	997,214	40,749	20,270	10,291	25,138	船 12,260	76,180	7.2	
計	87,656,588	168,243	58,330	35,221	849,083		1,052,547	100.0	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。



第9表 国有財産区分別増減額（平成24年度）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	20,073	4,715	4.6	26,504	8,927	11.4	△6,430	△4,212	
立木竹	樹 木	千 本	225	13	(0.0)	280	37	(0.0)	△55	△24
	立 木	千立方メートル	18,876	589	(0.6)	4,636	181	(0.2)	14,239	408
	竹	千 束	4	0	(0.0)	5	0	(0.0)	△0	△0
	計			603	0.6		219	0.3		383
建物	建面積	千平方メートル	522	1,522	1.5	504	2,140	2.7	18	△617
	延べ面積	千平方メートル	1,376			1,383			△6	
工 作 物			5,172	5.1		3,795	4.9		1,376	
機 械 器 具			-	-		-	-		-	
船舶	汽 船	隻	97	598	(0.6)	106	534	(0.7)	△9	64
	艦 船	千トン	24			25			△1	
		隻	24	1,781	(1.7)	27	1,750	(2.2)	△3	31
	雑 船	千トン	35			34			0	
	計	隻	95	3	(0.0)	61	7	(0.0)	34	△3
	隻	216	2,384	2.3	194	2,291	2.9	22	92	
航 空 機	機	60	1,980	1.9	70	2,626	3.4	△10	△646	
地 上 権 等	千平方メートル	0	0	0.0	1	0	0.0	△1	△0	
特 許 権 等	千件	47	0	0.0	0	6	0.0	47	△6	
政 府 出 資 等			85,513	83.8		58,006	74.3		27,507	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	152	0.1	1	25	0.0	1	126	
合 計			102,045	100.0		78,041	100.0		24,004	

第10表 国有財産区分別増減額（平成24年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	20,073	2,882	4.4	26,504	5,172	9.4	△6,430	△2,289	
立木竹	樹 木	千 本	225	13	(0.0)	280	18	(0.0)	△55	△5
	立 木	千立方メートル	18,876	589	(0.9)	4,636	172	(0.3)	14,239	417
	竹	千 束	4	0	(0.0)	5	0	(0.0)	△0	△0
	計			603	0.9		191	0.3		412
建物	建面積	千平方メートル	522	1,519	2.3	504	507	0.9	18	1,011
	延べ面積	千平方メートル	1,376			1,383			△6	
工 作 物			5,172	7.9		531	1.0		4,641	
機 械 器 具			-	-		-	-		-	
船舶	汽 船	隻	97	598	(0.9)	106	277	(0.5)	△9	321
	艦 船	千トン	24			25			△1	
		隻	24	1,781	(2.7)	27	176	(0.3)	△3	1,605
	雑 船	千トン	35			34			0	
	計	隻	95	3	(0.0)	61	3	(0.0)	34	△0
	隻	216	2,384	3.6	194	457	0.8	22	1,927	
航 空 機	機	60	1,980	3.0	70	523	1.0	△10	1,456	
地 上 権 等	千平方メートル	0	0	0.0	1	0	0.0	△1	△0	
特 許 権 等	千件	47	0	0.0	0	0	0.0	47	0	
政 府 出 資 等			50,703	77.5		47,691	86.6		3,012	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	152	0.2	1	25	0.0	1	127	
合 計			65,398	100.0		55,099	100.0		10,298	

第11表 国有財産区分別増減額（平成24年度）  
（価格改定によるもの）

（単位 億円，％）

区 分	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
土 地	1,833	5.0	3,755	16.4	△1,922
立木竹	樹立	—	18	(0.1)	△18
	木	—	8	(0.0)	△8
	竹	—	0	(0.0)	△0
	計	—	28	0.1	△28
建物	3	0.0	1,633	7.1	△1,629
工作物	0	0.0	3,264	14.2	△3,264
機械器具	—	—	—	—	—
船舶	汽船	—	256	(1.1)	△256
	艦船	—	1,574	(6.9)	△1,574
	雑船	—	3	(0.0)	△3
計	—	—	1,834	8.0	△1,834
航空機	—	—	2,102	9.2	△2,102
地上権	0	0.0	0	0.0	△0
特許権	0	0.0	6	0.0	△6
政府出資等	34,810	95.0	10,314	45.0	24,495
不動産の信託の受益権	—	—	0	0.0	△0
合 計	36,647	100.0	22,941	100.0	13,705

第12表 国有財産会計別増減額（平成24年度）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一般会計	12,550	3,201	1,141	1,283	26,575	政府出資等 20,399	31,061	30.4
特別会計	7,523	1,513	234	238	69,232	政府出資等 65,114	70,984	69.6
合 計	20,073	4,715	1,376	1,522	95,807		102,045	100.0
(減 少 額)								
一般会計	8,557	5,557	1,043	1,747	23,413	政府出資等 16,157	30,718	39.4
特別会計	17,946	3,370	339	393	43,559	政府出資等 41,848	47,322	60.6
合 計	26,504	8,927	1,383	2,140	66,973		78,041	100.0
(差 引 額)								
一般会計	3,993	△2,355	97	△463	3,161	政府出資等 4,241	342	
特別会計	△10,423	△1,856	△104	△154	25,672	政府出資等 23,265	23,661	
合 計	△6,430	△4,212	△6	△617	28,834		24,004	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第13表 国有財産会計別増減額（平成24年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一般会計	12,550	1,443	1,141	1,280	15,511	政府出資等 9,335	18,235	27.9
特別会計	7,523	1,438	234	238	45,485	政府出資等 41,367	47,163	72.1
合 計	20,073	2,882	1,376	1,519	60,997		65,398	100.0
(減 少 額)								
一般会計	8,557	2,114	1,043	285	11,440	政府出資等 10,193	13,840	25.1
特別会計	17,946	3,057	339	221	37,980	政府出資等 37,497	41,259	74.9
合 計	26,504	5,172	1,383	507	49,420		55,099	100.0
(差 引 額)								
一般会計	3,993	△670	97	994	4,071	船舶 1,890	4,395	
特別会計	△10,423	△1,618	△104	17	7,505	政府出資等 3,870	5,903	
合 計	△6,430	△2,289	△6	1,011	11,576		10,298	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（平成24年度）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	8,028	1,581	825	1,146	9,557	工作物 4,615	12,284	12.0
公用財産	5,600	1,460	794	1,064	8,695	工作物 4,344	11,220	11.0
公共用財産	2,100	57	17	58	81	工作物 79	197	0.2
皇室用財産	—	61	0	3	8	工作物 8	73	0.1
企業用財産	327	1	12	20	772	立木竹 588	793	0.8
普通財産	12,045	3,134	551	376	86,250	政府出資等 85,513	89,761	88.0
合 計	20,073	4,715	1,376	1,522	95,807		102,045	100.0
(減 少 額)								
行政財産	10,623	5,073	895	1,642	8,191	工作物 3,103	14,907	19.1
公用財産	5,290	5,037	873	1,587	7,861	工作物 2,958	14,486	18.6
公共用財産	—	27	1	35	107	工作物 100	170	0.2
皇室用財産	—	5	0	7	12	工作物 11	25	0.0
企業用財産	5,333	2	19	11	210	立木竹 178	225	0.3
普通財産	15,880	3,853	487	498	58,781	政府出資等 58,006	63,133	80.9
合 計	26,504	8,927	1,383	2,140	66,973		78,041	100.0
(差 引 額)								
行政財産	△2,594	△3,492	△69	△495	1,365	工作物 1,512	△2,622	
公用財産	310	△3,577	△78	△523	834	工作物 1,385	△3,266	
公共用財産	2,100	29	15	22	△25	工作物 △20	26	
皇室用財産	—	55	△0	△3	△4	工作物 △3	47	
企業用財産	△5,005	△1	△6	8	561	立木竹 410	568	
普通財産	△3,835	△719	63	△121	27,468	政府出資等 27,507	26,627	
合 計	△6,430	△4,212	△6	△617	28,834		24,004	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

#### 4. 分類別・種類別増減額

平成24年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって、行政財産の純増加額は7,319億円（その大部分は公用財産）であり、普通財産の純増加額は2,979億円である。

#### 5. 所管別増減額（統計16参照）

平成24年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって、増加の主なものは、経済産業省所管の6,098億円（6,125億円増加、27億円減少）、減少の主なものは、厚生労働省所管の2,597億円（210億円増加、2,807億円減少）である。

#### 6. 事由別増減額（統計15、16参照）

国有財産の増減を事由別に大別すると、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を「対外的異動」、後者を「対内的異動」とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所屬替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所屬に移すことを

いう。）等は対内的異動である。

「対外的異動」には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設等）と歳出を伴わないもの（租税物納等）とがあり、減少については、歳入を伴うもの（売却、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（譲与、取こわし等）とがある。

「対内的異動」は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

##### イ. 調整上の増減

所管換、所屬替、引継、引受（引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで所屬口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

##### ロ. 整理上の増減

実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

##### ハ. 価格改定上の増減

平成25年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

平成24年度における国有財産の増減額を異動の内容別に見ると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が53.5%、対内的異動が46.5%であり、減少額では、対外的異動が56.8%、対内的異動が43.2%となっている。

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（平成24年度）  
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	8,028	335	825	1,142	9,556	工作物 4,615	11,035	16.9
公用財産	5,600	321	794	1,064	8,695	工作物 4,344	10,081	15.4
公共用財産	2,100	12	17	54	81	工作物 79	148	0.2
皇室用財産	—	—	0	3	8	工作物 8	11	0.0
企業用財産	327	1	12	20	772	立木竹 588	793	1.2
普通財産	12,045	2,546	551	376	51,440	政府出資等 50,703	54,363	83.1
合 計	20,073	2,882	1,376	1,519	60,997		65,398	100.0
(減 少 額)								
行政財産	10,623	2,164	895	201	1,349	航空機 523	3,715	6.7
公用財産	5,290	2,159	873	189	1,137	航空機 523	3,486	6.3
公共用財産	—	2	1	0	1	工作物 1	4	0.0
皇室用財産	—	—	0	0	0	工作物 0	0	0.0
企業用財産	5,333	2	19	11	210	立木竹 178	225	0.4
普通財産	15,880	3,007	487	305	48,070	政府出資等 47,691	51,383	93.3
合 計	26,504	5,172	1,383	507	49,420		55,099	100.0
(差 引 額)								
行政財産	△2,594	△1,829	△69	941	8,207	工作物 4,405	7,319	
公用財産	310	△1,838	△78	875	7,557	工作物 4,168	6,595	
公共用財産	2,100	10	15	54	80	工作物 78	144	
皇室用財産	—	—	△0	3	8	工作物 8	11	
企業用財産	△5,005	△1	△6	8	561	立木竹 410	568	
普通財産	△3,835	△460	63	70	3,369	政府出資等 3,012	2,979	
合 計	△6,430	△2,289	△6	1,011	11,576		10,298	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

### (1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

#### イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金） 1兆5,613億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から株式会社日本政策金融公庫3,711億円、国際開発協会1,118億円、独立行政法人日本原子力研究開発機構850億円、独立行政法人住宅金融支援機構504億円、独立行政法人国際協力機構503億円であり、特別会計では、財政投融资特別会計から株式会社産業革新機構1,240億円、東日本大震災復興特別会計から株式会社日本政策金融公庫1,361億円、社会資本整備事業特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構706億円である。

新 設 4,109億円

工作物の新設であって、その主なものは、経済産業省所管エネルギー対策特別会計の公用財産2,764億円、防衛省所管一般会計の公用財産470億円、防衛省所管一般会計の普通財産240億円、法務省所管一般会計の公用財産135億円である。

新 造 2,654億円

航空機836億円（25機）及び船舶1,817億円（30隻）の新造であって、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産783億円（19機）であり、船舶の主なものは、防

衛省所管一般会計の公用財産1,534億円（9隻）である。

(ロ) 歳出を伴わないもの

出 資（現物） 2兆8,281億円

現物出資による政府出資等の増であって、その主なものは、財務省所管財政投融资特別会計普通財産から株式会社国際協力銀行に出資した2兆2,592億円、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計普通財産から新関西国際空港株式会社に出資した5,044億円である。

租税物納 171億円

土地94億円、政府出資等75億円等であって、全て財務省所管一般会計の普通財産である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 3兆6,647億円

政府出資等3兆4,810億円、土地1,833億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産1兆1,063億円、国債整理基金特別会計の普通財産9,856億円、財政投融资特別会計の普通財産6,886億円であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産908億円、財務省所管一般会計の普通財産577億円、内閣府所管一般会計の皇室用財産61億円である。

所属替 5,357億円

政府出資等4,169億円、航空機433億円、船舶392億円、土地294億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管東日本大震災復興特別会計の普通財産4,164億円であ

第16表 国有財産所管別増減額（平成24年度）

（単位 億円、％）

所管別	土地		建物		その他		計		
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
<b>(増加額)</b>	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	－	－	26	43	39	工作物	38	82	0.1
参議院	－	－	15	14	22	工作物	22	37	0.0
最高裁判所	6	20	30	61	47	工作物	47	130	0.1
会計検査院	－	0	－	0	0	工作物	0	0	0.0
内閣府	－	0	－	0	2	工作物	2	2	0.0
内閣府省	0	128	40	82	135	工作物	76	346	0.3
総務省	6	4	120	2	23	航空機	14	30	0.0
法務省	387	85	105	160	154	工作物	151	400	0.4
外務省	33	8	23	18	15	工作物	15	42	0.0
財務省	4,886	1,963	513	406	69,814	政府出資等	69,309	72,184	70.7
文部科学省	36	51	17	2	61	政府出資等	60	115	0.1
厚生労働省	117	54	28	35	3,583	政府出資等	3,543	3,673	3.6
農林水産省	3,202	8	28	40	953	立木竹	588	1,002	1.0
経済産業省	52	15	12	33	6,809	政府出資等	3,855	6,858	6.7
国土交通省	8,369	1,344	59	96	9,700	政府出資等	8,582	11,140	10.9
環境省	2,034	43	25	40	37	工作物	36	121	0.1
防衛省	941	986	326	482	4,406	船舶	1,782	5,876	5.8
合計	20,073	4,715	1,376	1,522	95,807			102,045	100.0
<b>(減少額)</b>									
衆議院	－	131	12	41	54	工作物	54	227	0.3
参議院	－	64	6	14	26	工作物	26	105	0.1
最高裁判所	29	126	11	71	77	工作物	76	274	0.4
会計検査院	0	0	－	0	0	工作物	0	2	0.0
内閣府	－	4	－	3	8	工作物	8	16	0.0
内閣府省	14	137	17	86	187	工作物	145	412	0.5
総務省	13	19	116	18	23	工作物	13	61	0.1
法務省	477	377	91	226	225	工作物	223	830	1.1
外務省	46	62	26	25	8	工作物	8	96	0.1
財務省	7,658	2,849	413	540	50,698	政府出資等	50,193	54,087	69.3
文部科学省	16	73	21	22	123	政府出資等	109	219	0.3
厚生労働省	214	373	279	146	2,813	政府出資等	2,718	3,333	4.3
農林水産省	9,425	77	81	63	243	立木竹	178	384	0.5
経済産業省	20	87	9	26	1,685	政府出資等	1,270	1,799	2.3
国土交通省	8,157	3,136	84	227	5,521	政府出資等	3,712	8,884	11.4
環境省	0	3	1	10	34	工作物	33	48	0.1
防衛省	431	1,401	206	614	5,239	航空機	2,413	7,255	9.3
合計	26,504	8,927	1,383	2,140	66,973			78,041	100.0
<b>(差引額)</b>									
衆議院	－	△131	13	1	△15	工作物	△15	△145	
参議院	－	△64	9	△0	△3	工作物	△4	△68	
最高裁判所	△22	△105	18	△9	△29	工作物	△28	△144	
会計検査院	△0	△0	－	△0	△0	工作物	△0	△2	
内閣府	－	△3	－	△3	△5	工作物	△5	△13	
内閣府省	△13	△9	22	△3	△52	工作物	△68	△65	
総務省	△7	△15	3	△15	△0	工作物	△5	△31	
法務省	△89	△292	13	△66	△71	工作物	△71	△430	
外務省	△12	△53	△2	△6	6	工作物	6	△53	
財務省	△2,772	△886	100	△133	19,115	政府出資等	19,115	18,096	
文部科学省	20	△21	△3	△19	△61	政府出資等	△48	△103	
厚生労働省	△97	△319	△251	△111	770	政府出資等	824	339	
農林水産省	△6,223	△68	△53	△23	709	立木竹	410	617	
経済産業省	31	△71	2	7	5,123	政府出資等	2,584	5,059	
国土交通省	212	△1,791	△24	△130	4,178	政府出資等	4,870	2,255	
環境省	2,034	39	24	29	3	工作物	3	72	
防衛省	510	△414	120	△131	△832	航空機	△647	△1,378	
合計	△6,430	△4,212	△6	△617	28,834			24,004	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。



第17表 国有財産所管別増減額（平成24年度）  
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

所管別	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
<b>(増 加 額)</b>	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	—	—	26	43	39	工 作 物	38	82	0.1
参議院	—	—	15	14	22	工 作 物	22	37	0.1
最高裁判所	6	2	30	61	47	工 作 物	47	112	0.2
会計検査院	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0	0.0
内閣府	—	—	—	0	2	工 作 物	2	2	0.0
内閣府省	0	41	40	82	135	工 作 物	76	259	0.4
総務省	6	3	120	2	23	航 空 機	14	29	0.0
法務省	387	46	105	160	154	工 作 物	151	361	0.6
外務省	33	8	23	18	15	工 作 物	15	42	0.1
財務省	4,886	1,325	513	406	42,007	政府出資等	41,503	43,740	66.9
文部科学省	36	50	17	2	57	政府出資等	56	111	0.2
厚生労働省	117	45	28	35	129	政府出資等	89	210	0.3
農林水産省	3,202	5	28	40	946	立 木 竹	588	992	1.5
経済産業省	52	6	12	33	6,085	政府出資等	3,131	6,125	9.4
国土交通省	8,369	1,265	59	96	6,884	政府出資等	5,767	8,246	12.6
環境省	2,034	3	25	36	37	工 作 物	36	77	0.1
防衛省	941	76	326	482	4,406	船 舶	1,782	4,965	7.6
合 計	20,073	2,882	1,376	1,519	60,997			65,398	100.0
<b>(減 少 額)</b>									
衆議院	—	—	12	8	7	工 作 物	7	15	0.0
参議院	—	—	6	4	0	工 作 物	0	5	0.0
最高裁判所	29	28	11	4	1	工 作 物	1	34	0.1
会計検査院	0	0	—	0	0	立 木 竹	0	0	0.0
内閣府	—	—	—	—	0	工 作 物	0	0	0.0
内閣府省	14	5	17	2	10	工 作 物	8	18	0.0
総務省	13	4	116	0	0	工 作 物	0	5	0.0
法務省	477	135	91	36	6	工 作 物	5	178	0.3
外務省	46	25	26	10	4	工 作 物	4	40	0.1
財務省	7,658	1,775	413	181	41,662	政府出資等	41,574	43,620	79.2
文部科学省	16	43	21	3	1	政府出資等	0	48	0.1
厚生労働省	214	237	279	65	2,504	政府出資等	2,492	2,807	5.1
農林水産省	9,425	39	81	37	215	立 木 竹	178	292	0.5
経済産業省	20	10	9	7	9	工 作 物	8	27	0.0
国土交通省	8,157	2,813	84	31	4,188	政府出資等	3,622	7,033	12.8
環境省	0	0	1	0	1	工 作 物	1	1	0.0
防衛省	431	51	206	111	805	航 空 機	435	969	1.8
合 計	26,504	5,172	1,383	507	49,420			55,099	100.0
<b>(差 引 額)</b>									
衆議院	—	—	13	34	31	工 作 物	31	66	
参議院	—	—	9	9	22	工 作 物	21	31	
最高裁判所	△22	△25	18	56	46	工 作 物	46	77	
会計検査院	△0	△0	—	0	0	工 作 物	0	0	
内閣府	—	—	—	0	2	工 作 物	2	2	
内閣府省	△13	35	22	80	125	工 作 物	67	241	
総務省	△7	△0	3	2	22	航 空 機	14	24	
法務省	△89	△88	13	124	147	工 作 物	146	183	
外務省	△12	△17	△2	8	10	工 作 物	10	1	
財務省	△2,772	△450	100	224	345	工 作 物	270	119	
文部科学省	20	6	△3	△0	56	政府出資等	55	62	
厚生労働省	△97	△192	△251	△30	△2,374	政府出資等	△2,402	△2,597	
農林水産省	△6,223	△33	△53	3	730	立 木 竹	410	700	
経済産業省	31	△4	2	26	6,076	政府出資等	3,130	6,098	
国土交通省	212	△1,547	△24	64	2,696	政府出資等	2,145	1,213	
環境省	2,034	3	24	36	36	工 作 物	35	75	
防衛省	510	24	120	371	3,600	船 舶	1,605	3,996	
合 計	△6,430	△2,289	△6	1,011	11,576			10,298	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第18表 国有財産増減状況(平成24年度)

(単位 億円, %)

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		合 計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対外的異動	7,619	371	850	1,192	53,030	政府出資等	43,988	54,594	53.5
歳出を伴うもの	7,073	179	786	1,168	24,482	政府出資等	15,613	25,830	25.3
歳出を伴わないもの	546	191	63	23	28,548	政府出資等	28,374	28,764	28.2
対内的異動	12,454	4,344	526	330	42,776	政府出資等	41,525	47,451	46.5
調整上の増加	9,804	2,391	494	302	7,845	政府出資等	6,687	10,538	10.3
整理上の増加	2,649	119	31	24	121	工作物	40	265	0.3
価格改定上の増加	—	1,833	—	3	34,810	政府出資等	34,810	36,647	35.9
合計	20,073	4,715	1,376	1,522	95,807			102,045	100.0
(減少額)									
対外的異動	12,871	2,614	647	193	41,545	政府出資等	40,995	44,352	56.8
歳入を伴うもの	7,075	1,042	190	55	10,491	政府出資等	10,456	11,590	14.9
歳入を伴わないもの	5,795	1,571	457	137	31,053	政府出資等	30,539	32,762	42.0
対内的異動	13,632	6,313	735	1,947	25,427	政府出資等	17,010	33,688	43.2
調整上の減少	12,596	2,365	495	302	7,845	政府出資等	6,687	10,512	13.5
整理上の減少	1,035	192	240	11	30	工作物	18	233	0.3
価格改定上の減少	—	3,755	—	1,633	17,552	政府出資等	10,314	22,941	29.4
合計	26,504	8,927	1,383	2,140	66,973			78,041	100.0
(差引額)	△6,430	△4,212	△6	△617	28,834			24,004	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

り、航空機の主なもの、防衛省所管一般会計の公用財産344億円である。

#### 所管換 2,776億円

政府出資等2,517億円、土地115億円、建物96億円等である。政府出資等の主なものは、経済産業省所管東日本大震災復興特別会計の普通財産2,349億円、農林水産省所管東日本大震災復興特別会計の普通財産78億円であり、土地の主なものは、財務省所管財政投融資特別会計の普通財産80億円である。

#### 行政財産より組替 1,283億円

土地1,181億円、工作物60億円、船舶22億円等である。土地の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産1,157億円であり、工作物の主なものは国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産58億円である。

#### 引受 949億円

財務省所管一般会計の普通財産であって、土地643億円、工作物175億円、建物129億円等である。

### (2) 減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

#### イ. 対外的異動によるもの

##### (イ) 歳入を伴うもの

#### 売払 9,042億円

政府出資等7,909億円、土地1,042億円、建物55億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産7,766億円及び一般会計の普通財産142億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産806億円である。

#### 出資金回収(現金) 2,547億円

特殊法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり、主なものは、年金特別会計から出資していた独立行政法人福祉医療機構2,457億円、一般会計から出資していた預金保険機構50億円である。

##### (ロ) 歳入を伴わないもの

#### 出資(現物) 2兆8,273億円

政府出資等2兆6,676億円、土地1,476億円、工作物79億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管財政投融資特別会計の普通財産2兆2,592億円、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産3,615億円であり、土地の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産1,393億円である。

#### 資本金減少 3,860億円

法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資等によるものである。すべて政府出資等であり、主なものは財務省所管一般会計の普通財産2,514億円である。

#### ロ. 対内的異動によるもの

#### 価格改定 2兆2,941億円

政府出資等1兆314億円、土地3,755億円、工作物3,264億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産5,963億円、財務省所管外国為替資金特別会計の普通財産1,068億円であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,343億円、財務省所管一般会計の普通財産803億円、工作物の主なものは国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の公用財産757億円である。

#### 所属替 5,338億円

前述の6の(1)のロの所属替を参照。

第19表 国有財産台帳価格改定結果

(単位 億円)

区 分	分 類	行 政 財 産			普 通 財 産			合 計			
		改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	
土 地	地	117,566	115,902	△1,663	49,221	48,962	△258	166,787	164,864	△1,922	
	樹 木	280	264	△16	41	39	△2	322	303	△18	
		133	125	△7	12	11	△0	146	137	△8	
		5	4	△0	1	1	△0	6	6	△0	
	竹	計	419	394	△24	55	52	△3	475	447	△28
		建 物	31,337	29,900	△1,437	4,056	3,864	△192	35,394	33,764	△1,629
	工 作	30,421	27,528	△2,893	3,559	3,187	△371	33,981	30,716	△3,264	
	機 器 具	—	—	—	0	0	—	0	0	—	
		汽 船	2,018	1,762	△256	0	0	△0	2,018	1,762	△256
	船 艦	船	13,783	12,229	△1,553	50	29	△20	13,833	12,258	△1,574
雑 船		23	20	△3	0	0	△0	23	20	△3	
航 空	計	15,825	14,011	△1,814	50	29	△20	15,875	14,041	△1,834	
	機 等	8,732	6,629	△2,102	0	0	—	8,732	6,629	△2,102	
地 上	特 許 権 等	8	8	△0	0	0	△0	8	8	△0	
	政 府 出 資 等	25	19	△6	0	0	△0	25	19	△6	
の 不 動 産	の 信 託 権	—	—	—	684,266	708,761	24,495	684,266	708,761	24,495	
	の 受 益 権	—	—	—	245	245	△0	245	245	△0	
合 計		204,336	194,394	△9,942	741,455	765,103	23,647	945,792	959,498	13,705	

(注) 本表には、価格改定対象外財産(「国の企業に属するもの」等)は含まれていない。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

(単位 億円)

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成20	1,023,690	△27,986
21	1,073,748	50,058
22	1,011,939	△61,808
23	1,028,543	16,603
24	1,052,547	24,004

第20表 (参考) 国有財産(土地)の推移

(単位 億平方メートル)

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和30年度末	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成2	883	11	895
7	882	11	893
8	882	11	893
9	881	11	893
10	881	11	892
11	881	11	892
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877
18	866	10	877
19	866	10	876
20	866	10	876
21	866	10	876
22	866	10	876
23	866	10	876
24	866	10	876

なお、所属替において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第15条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。

所管換 2,774億円

前述の6の(1)の口の所管換を参照。

なお、所管換において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第15条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。

## 7. 国有財産の台帳価格改定

平成25年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおり1兆3,705億円の純増加となっている。

## 8. 国有財産の推移(統計1, 6, 7参照)

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、平成20年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、所属替(政府出資等)19兆2,543億円、出資(政府出資等)15兆626億円、価格改定(政府出資等)5兆776億円、出資金回収(現金)9,921億円などを挙げることができる。

平成21年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、出資(政府出資等)4兆4,824億円、価格改定(政府出資等)3兆1,782億円などを挙げることができる。

第21表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

(単位 億円, %)

年 度	政府出資	有 価 証 券	合計 (A)	国有財産総額 (B)	割 合 (A/B)
平成20年	603,275	7,564	610,839	1,023,690	59.7
21	647,076	8,256	655,333	1,073,748	61.0
22	643,244	7,217	650,461	1,011,939	64.3
23	674,971	6,668	681,639	1,028,543	66.3
24	702,739	6,408	709,147	1,052,547	67.4

(注) 1. 「政府出資」とは、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、株式等であり、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等である。  
 2. 平成24年度の「有価証券」6,408億円のうち6,336億円は、エネルギー対策特別会計所有株式であって、石油公団の廃止に伴い、国に帰属したもの（旧石油公団有価証券）である。  
 3. 「政府出資」、並びに「有価証券」のうち上有価証券及び旧石油公団有価証券については、市場価格のあるものは市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものである。

平成22年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、価格改定（土地等）6兆9,028億円、資本金減少（政府出資等）2兆593億円などを挙げることができる。

平成23年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等）3兆1,035億円、出資（現金）（政府出資等）3兆1,558億円などを挙げることができる。

平成24年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等）3兆4,810億円、出資（現物）（政府出資等）2兆8,281億円などを挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

## 第4 国の庁舎等の概況

### 1. 国の庁舎等の概要

#### (1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物、付帯施設及び敷地（借り受けているものも含む）であり、一義的には各省各庁が管理しているが、財務省が国全体の立場で、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

(注) 庁舎等には、国家公務員宿舎、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

#### (2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、国有財産の総括大臣の立場から、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国有財産の有効活用を図る観点から、既存庁舎の活用の可能性等を確認するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択することとしている。

なお、庁舎の建替えに当たっては、各省各庁において、民

間の創意工夫を活用するためにPFIによる庁舎整備に取り組んでいるところである。

#### (3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、借受費用の縮減や売却可能財産の創出、耐震性能の確保等の観点から、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態を把握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、各省横断的な入替調整を行うための庁舎等使用調整計画を策定している。

なお、平成18年4月の国有財産法の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

### 2. 特定国有財産整備計画制度

#### (1) 特定国有財産整備計画とは

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（庁舎法）第5条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、財務大臣が各省各庁から提出された庁舎等の整備に関する要求書について、その整備の必要性・緊要性、規模・立地条件、処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

#### (2) 特定国有財産整備特別会計の廃止

特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革の一環により平成21年度末をもって廃止され、平成21年度末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が終了する年度までの間の経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

なお、平成22年度以降の新規事業は、一般会計で経理されている。

### 第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」(昭和24年法律第117号)に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎、独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は、財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。

以下、同じ。）で、一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合等は、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受けべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

なお、平成25年9月1日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約18万6千戸となっている。

### 第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

#### 1. 現在額（統計25、26、27参照）

平成24年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの。以下第6において同じ。）は、第22表のとおり42兆5,743億円であり、国有財産総額105兆2,547億円の40.4%を占める。

普通財産は、既に述べたように、行政財産以外の一切の国有財産をいい、行政財産に近い性格を有する財産（出資による権利、アメリカ合衆国の軍隊への提供地等）及びそれ以外の財産（未利用国有地等）に大別される。前者は、直ちに処

第22表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額（平成25年3月31日現在）

（単位 億円、%）

区 分	数量 単位	増 加 額				減 少 額				現 在 額			
		数量	価 格			数量	価 格			数量	価 格		
			金 額	割 合			金 額	割 合			金 額	割 合	
土 地 建 物 工 作 物 機 械 器 具 船 舶 航 空 機 地 上 権 等 政 府 出 資 等 不 動 産 の 信 託 の 受 益 権 合 計 政 府 出 資 等 を 除 いた もの の 合 計	千平方メートル	4,592	1,637	7.3	77.9	6,867	1,839	10.0	84.0	788,082	47,401	11.1	92.1
	樹 木	11	0	0.0	0.0	6	1	0.0	0.1	590	17	0.0	0.0
	立 木	1	0	0.0	0.0	6	0	0.0	0.0	515	11	0.0	0.0
	竹 計	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0	10	0	0.0	0.0
	千 束	—	0	0.0	0.0	—	2	0.0	0.1	29	0.0	0.0	0.1
	延千平方メートル	92	133	0.6	6.4	49	130	0.7	6.0	3,082	1,995	0.5	3.9
	延千平方メートル	254	177	0.8	8.5	119	207	1.1	9.5	5,333	1,822	0.4	3.5
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0	0.0
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0	0.0	0.0
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0	0.0	0.0
千平方メートル	1	0	0.0	0.0	1	0	0.0	0.0	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0	2,034	0	0.0	0.0	
—	—	20,399	90.7	—	—	16,157	88.1	—	—	374,249	87.9	—	
—	1	152	0.7	7.3	—	10	0.1	0.5	2	245	0.1	0.5	
—	—	22,501	100.0	—	—	18,347	100.0	—	—	425,743	100.0	—	
—	—	2,102	—	100.0	—	2,189	—	100.0	—	51,493	—	100.0	



分することができない財産であるが、後者は、その時々の上社会的要請に即応し、効率的かつ適正に、管理又は処分を行うべき性質の財産である。

## 2. 平成24年度中の増減（統計26、29参照）

平成24年度中の総増加額は2兆2,501億円、総減少額は1兆8,347億円であり、差引き4,154億円増加した。これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると、第22表のとおりである。

また、価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第23表のとおりであり、平成24年度中の総増加額は1兆860億円、総減少額は1兆1,271億円であり、差引き410億円減少した。なお、価格改定による増減額は、第24表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、「対外的異動」で普通財産が増加する場合として、相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人等に対する出資により出資による権利又は出資証券等を取得したとき等が、また、減少する場合として、売払い、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等が、それぞれ挙げられる。他方、「対内的異動」により増加する場合として、各省各庁

において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合として、行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が、それぞれ挙げられる。平成24年度中の異動状況を整理すると、第25表のとおりである。

## 3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、平成24年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

### (1) 処分等の実績

平成24年度中の処分等の実績の概要は、第26表のとおりである。

#### イ. 売払い（統計32参照）

売払いは4,844件、830億円（台帳価格：以下第6の3において同じ。）で、これを区分別にみると、土地3,627千㎡、806億円、建物延べ91千㎡、23億円である。

次に、売払いを相手方別にみると、公共団体391件、127億円、公益法人59件、34億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,317件、494億円、その他3,077件、173億円である。

また、時価売払を契約方式別にみると、一般競争契約871件、471億円（うち価格公表497件、245億円）、随意契約3,946件、337億円である。

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成25年3月31日現在）  
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

区 分	数量単位	増 加 額				減 少 額				差 引		
		数量	価 格			数量	価 格			数量	価 格	
			金額	割合			金額	割合	金額			
土 地	千平方メートル	4,592	1,059	9.8	69.5	6,867	1,035	9.2	96.1	△2,274	24	
	樹 木	千	11	0	0.0	0.0	6	0	0.0	0.0	4	0
	立 木	千立方メートル	1	0	0.0	0.0	6	0	0.0	0.0	△4	△0
竹 計	千 束	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			0	0.0	0.0		0	0.0	0.1		0	
建 物	建千平方メートル	92				49				43		
	延べ千平方メートル	254	133	1.2	8.8	119	27	0.2	2.5	134	106	
工 作 物			177	1.6	11.7		4	0.0	0.4		173	
	機 械 器 具		—	—	—		—	—	—		—	
船 隻	汽 船	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	艦 船	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
航 空 機	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	機 器	1	0	0.0	0.0	1	0	0.0	0.0	—	—	
地 上 権 等	千平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			9,335	86.0			10,193	90.4			△857	
政 府 出 資 等	不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	1	152	1.4	10.0	—	9	0.1	0.9	1	143
	合 計			10,860	100.0			11,271	100.0			△410
政府出資等を除いたもの合計			1,524		100.0		1,077		100.0			447

第24表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成25年3月31日現在）  
（価格改定によるもの）

（単位 億円, %）

区 分	増 加 額			減 少 額			差 引
	価 格			価 格			価 格
	金 額	割 合		金 額	割 合		金 額
土地	577	5.0	100.0	803	11.4	72.3	△226
立木	—	—	—	1	0.0	0.1	△1
竹	—	—	—	0	0.0	0.1	△0
計	—	—	—	0	0.0	0.0	△0
建物	—	—	—	103	1.5	9.3	△103
機械器具	—	—	—	202	2.9	18.3	△202
汽船	—	—	—	—	—	—	—
艦船	—	—	—	—	—	—	—
船舶	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—
航空機	—	—	—	—	—	—	—
地上権等	—	—	—	0	0.0	0.0	△0
政府出資等	11,063	95.0	—	5,963	84.3	—	5,099
不動産の信託	—	—	—	0	0.0	0.0	△0
の受益権	—	—	—	—	—	—	—
合計	11,641	100.0	—	7,075	100.0	—	4,565
政府出資等を除いたもの合計	577	—	100.0	1,112	—	100.0	△534

第25表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成24年度）

（単位 億円）

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	
	数 量	価 格	数 量	価 格				
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
対外的異動	273	113	6	1	9,457 (9,302)	9,573	42.5	
歳出を伴うもの	1	0	—	—	9,109 (9,107)	9,110	40.5	
歳出を伴わないもの	271	113	6	1	348 (195)	463	2.1	
対内的異動	4,319	1,523	247	132	11,272 (11,096)	12,928	57.5	
調整上の増加	2,125	899	247	130	180 (4)	1,210	5.4	
整理上の増加	2,193	46	0	1	28 (28)	76	0.3	
価格改定上の増加	—	577	—	—	11,063 (11,063)	11,641	51.7	
合計	4,592	1,637	254	133	20,730 (20,399)	22,501	100.0	
異動の内容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格				
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
対外的異動	5,107	895	118	27	3,513 (3,498)	4,436	24.2	5,136
歳入を伴うもの	3,627	806	91	23	203 (199)	1,034	5.6	8,075
歳入を伴わないもの	1,479	88	26	3	3,309 (3,298)	3,401	18.5	△2,938
対内的異動	1,760	943	1	103	12,864 (12,659)	13,911	75.8	△982
調整上の減少	1,224	128	1	0	6,687 (6,687)	6,816	37.2	△5,605
整理上の減少	535	10	0	0	8 (8)	19	0.1	57
価格改定上の減少	—	803	—	103	6,168 (5,963)	7,075	38.6	4,565
合計	6,867	1,839	119	130	16,377 (16,157)	18,347	100.0	4,154

（注）「その他」欄の（ ）内書は政府出資等を示している。

第26表 財務省所管一般会計所屬普通財産処分等実績（平成24年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量 千平方メートル	台帳価格	件 数	数 量 延べ千平方 メートル	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合 %
売 払	4,830	3,627	806	14	91	23	4,844	830	93.2
時 価	4,803	3,592	785	14	90	23	4,817	809	90.8
減 額	27	35	21	—	1	0	27	21	2.4
交 換	14	13	4	—	—	—	14	4	0.6
譲 与	413	1,237	36	—	—	—	413	36	4.1
所 管 換	8	57	19	—	0	0	8	19	2.2
有 償	2	0	0	—	0	0	2	0	0.0
無 償	6	57	19	—	0	0	6	19	2.2
合 計	5,265	4,936	867	14	92	23	5,279	891	100.0

なお、売払価格は、原則として時価額によるが、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。この減額売払したものを相手方の用途別にみると、医療施設1件、7億円、社会福祉施設3件、10億円、学校施設20件、1億円、公営住宅2件、1億円等である。

大口売払財産（1件別1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの）は、参考資料1のとおりである。

#### ロ. 交換（統計33参照）

交換は14件、4億円である。

#### ハ. 譲与（統計34参照）

譲与は413件、36億円である。

#### 二. 所管換（統計35参照）

所管換は8件、19億円で、その内容は無償所管換（一般会計相互間）が6件、19億円、有償所管換（一般会計及び特別会計相互間）が2件、0.1億円である。

### (2) 管理の状況

平成24年度末現在における土地及び建物についての利用の状況は、次のとおりである。

#### イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は、土地75件、69,903千㎡、2兆1,018億円、建物5件、延べ4,701千㎡、1,851億円である。

#### ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地94件、3,041千㎡、1,465億円、建物1件、延べ2千㎡、0.3億円である。

#### ハ. 地方公共団体等への貸付財産（統計28, 30, 31参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは、（イ）時価による貸付料での貸付け（時価貸付）、（ロ）法律の規定に基づく無償での貸付け（無償貸付）及び（ハ）時価から減額した貸付料での貸付け（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は、土地32,480件、90,620千㎡、1兆8,999

億円、建物956件、延べ171千㎡、16億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

（イ）時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、27,430件、15,576千㎡、4,928億円である。

（ロ）無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,429件、71,736千㎡、1兆2,829億円である。主なものは、公園等2,757件、58,306千㎡、9,396億円、水道施設318件、3,204千㎡、477億円である。

（ハ）減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に対し、時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、621件、3,307千㎡、1,242億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体4,972件、74,392千㎡、1兆2,508億円、公益法人280件、1,606千㎡、711億円、公共団体及び公益法人以外の法人2,038件、8,319千㎡、2,525億円、その他25,190件、6,301千㎡、3,254億円である。

#### 二. 未利用国有地

未利用国有地は、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で、現に未利用となっている土地（管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。）であり、3,402件、9,848千㎡、4,868億円である。

### (3) 物納等有価証券の状況

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが、物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

平成24年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第27表のとおりであり、平成24年度末現在額は71億円である。

第27表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成24年度）

(単位 銘柄, 千株 [株式], 千口 [その他証券], 億円)

区 分	平成24年度中増		平成24年度中減		平成24年度末現在額		
	数量	台帳価格	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株 式	990	77	7,775	146	48	5,001	60
うち上場株式	974	10	7,673	76	16	2,159	8
そ の 他 証 券	671,727	5	1,404,087	9	23	235,010	10
合 計	672,718	83	1,411,862	156	71	240,011	71

- (注) 1. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。  
 2. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。  
 3. 単位未満は切り捨てている。

第28表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

(単位 億円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国有財産売払収入	1,184	965	1,016	896	1,131
土地売払代	1,068	934	776	789	997
一般競争入札	445	574	462	269	508
そ の 他	623	360	314	520	489

- (注) 1. 24年度の「国有財産売払収入」には、東日本大震災復興国有財産売払収入が含まれる。  
 2. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。  
 3. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約による売却方式である。  
 4. 単位未満は四捨五入している。

第29表 国有財産売払収入の推移

(単位 億円)

年 度	一 般 会 計				特別会計	合 計
	土 地	証 券	そ の 他			
16年度	3,833	3,653	167	13	8,700	12,533
17年度	3,038	2,896	115	26	6,199	9,236
18年度	2,302	2,188	83	31	1,110	3,412
19年度	2,536	2,228	271	38	1,107	3,643
20年度	1,206	1,073	114	19	652	1,858
21年度	989	946	30	13	590	1,579
22年度	1,053	782	237	34	215	1,268
23年度	912	799	106	7	3,995	4,907
24年度	1,146	1,011	125	10	10,166	11,317

- (注) 計数は、単位未満を四捨五入しているため、合計額の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

#### 4. 普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については、引受けや物納等の増加要因及び売払いや所管換等の減少要因があり、近年の動向をみると緩やかな減少傾向にある。

#### 5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

(統計36, 37参照)

平成24年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、1,482億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復興国有財産売払収入を含む）1,131億円であり、次いで国有財産貸付収入339億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は997億円となっている。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第28表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

## 第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第30表のとおり）。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べることができることとされており、平成24年度は12回開催されている（参考資料2参照）。

第30表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	H13. 1.19	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	H13. 1.23	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	H13. 4.23	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	H13. 5.23	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	H13. 5.30	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	H13. 6.15	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	H13. 6.27	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	H13. 6.27	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	H13. 8.30	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	H13.10. 9	報告事項 (1) 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について (2) PFI事業の取組状況について (3) 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	H14. 4.22	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	H14. 5.30	報告事項 (1) 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について (2) PFI方式による公務員宿舍整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	H14.10.15	1. 報告事項 (1) 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について (2) 分譲型土地信託の入札結果の概要等について (3) 都心大口案件等について 2. 最低売却価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	H15. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	H15. 2.19	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式（JT及びNTT株式）の売却について (3) PFI方式による公務員宿舍の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	H15. 3. 3	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	H15. 4.24	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) これまでの議論の整理 (2) 渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	H15. 5.22	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 関係地方公共団体への意見照会結果について (2) 大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	H15. 6. 3	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に係る要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）



区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	H16. 3.11	報告事項 (1) 平成15年度売却実績（NTT、JT自己株式取得）について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	H16. 6.17	報告事項 (1) 政府保有NTT・JT株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舎使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	H17. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	H17. 2.16	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置 5. 各部会の構成、部会長の指名等 6. 分科会、部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	H17. 2.28	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	H17. 3.23	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	H17. 4. 7	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	H17. 5.10	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	H17. 5.31	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	H17. 6.20	1. 国家公務員宿舎制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	H17. 7.26	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	H17. 8. 3	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	H17. 8.29	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	H17. 9.13	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	H17.10. 4	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（素案） 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	H17.10.25	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（案）
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	H17.11. 8	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（中間答申） 2. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	H17.11.22	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舎行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	H17.12.13	1. 国家公務員宿舎の効率的使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案） 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について－効率性重視に向けた改革－（答申） 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について
財政制度等審議会第5回総会	H18. 2. 7	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回不動産部会	H18. 6.15	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	H18. 6.15	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式部会	H18.11.24	1. 諮問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	H18.12.12	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第6回総会	H19. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第10回国有財産分科会	H19. 3. 2	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 資産債務改革の検討状況 (2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況 (3) 不動産部会及び株式部会における審議状況 ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について ・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について (4) 特別会計に関する法律案の提出について
財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会	H19. 6.19	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会	H19.10.16	1. 今後の政府保有株式の売却見込み等 2. 日本郵政株式会社について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について
財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会	H20. 3.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会	H20. 6.26	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会第11回国有財産分科会	H20. 6.26	1. 大口返還財産の留保地等の利用計画 2. 各部会における審議状況 3. 国有財産行政における諸課題 4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について
財政制度等審議会第7回総会	H21. 1.15	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第12回国有財産分科会	H21. 2.25	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について (2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会	H21. 2.25	政府保有株式を取り巻く現状について
財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会	H21. 6.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会、第16回国有財産制度部会合同会議	H21. 6.18	1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について 2. その他（霞が関低炭素社会について）
財政制度等審議会第8回総会	H22. 4.26	会長の互選
財政制度等審議会第13回国有財産分科会、第16回不動産部会合同会議	H22. 6.25	1. 庁舎等の使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について（新成長戦略における国有財産の有効活用について等） (2) 政府保有株式を取り巻く状況について
財政制度等審議会第14回国有財産分科会	H22.12. 9	報告事項 国有財産行政の現状について (1) 平成21年度国有財産増減及び現在額 (2) 国有財産に係る監査 (3) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ (4) 国有財産行政におけるPRE戦略
財政制度等審議会第9回総会	H23. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第15回国有財産分科会	H23. 1.17	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第16回国有財産分科会	H23. 6.28	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 国有財産行政の現状について (1) 東日本大震災への対応 (2) 国有財産の有効活用等（PRE戦略）についてのフォローアップ
財政制度等審議会第17回国有財産分科会	H24. 1.27	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産監査の結果について (2) 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第18回国有財産分科会	H24. 5.18	政府保有JT株式の処分について (1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況 (2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況 (3) JT株式（「2分の1以上」⇒「3分の1超」）の処分方針 (4) JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第19回国有財産分科会	H24. 9.11	1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について (3) 平成23年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第10回総会	H25. 1. 8	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第20回国有財産分科会	H25. 2.19	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明 「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月1日公表）に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
財政制度等審議会第21回国有財産分科会	H25. 6. 6	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 平成24年度国有財産監査の結果について

## 第8 国有財産の監査

### 1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

### 2. 監査事務

#### (1) 平成23年度以降の監査について

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

#### (2) 平成25年度の監査方針

##### イ 平成25年度監査の基本方針

平成25年度においては、①市街地に所在する道路、河川等の公共用財産、②庁舎等、省庁別宿舍の公用財産の監査に事務量を重点的に配分することとし、実効性の高い監査を実施する。

##### ロ 重点対象にかかる監査の目的等

###### (イ) 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産

###### A 監査の目的

未利用又は利用の程度が低いものについて、売却等の可能性など有効活用の促進を図る。また、当該公共用財産の管理を行う事務所等の公用財産を含め一体的な監査を実施し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出を図る。

###### B 対象財産

市街地に所在する次の財産から、対象を選定。

- a 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道、都道府県道若しくは市町村道の用に供する国有財産又は同法第92条第1項に規定する不用物件である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの
- b 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川若しくは同法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産又は同法第91条第1項に規定する廃川敷地等である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの

###### (ロ) 庁舎等、省庁別宿舍の公用財産

- ・一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

###### A 監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により有効活用の促進を図る。

###### B 対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性を有する機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

###### ・研修教育等施設の利用状況

###### A 監査の目的

利用状況に着目し、省庁横断的な利用の可能性、民間施設の代替性等について監査を実施し、国有財産の有効活用の促進を図る。

###### B 対象財産

研修教育施設、宿泊等施設、会議施設及び運動施設。

###### ・庁舎等の保全状況

###### A 監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等について、建物の長寿命化、効率の維持管理の促進を図るため、維持管理状況の的確な把握を行うとともに、取得等調整計画案や使用調整案の策定に資する。

###### B 対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態の監査の対象財産から選定。

###### (ハ) 特別会計所属の普通財産

###### A 監査の目的

管理処分の適正化、地域や社会のニーズに対応した活用及び売却の促進を図る。

###### B 対象財産

未利用国有地に分類された財産のうち新規に発生した財産及び策定された処理計画に基づく処分等を促進するために監査の実施が有効であると認められる財産、並びに未利用国有地以外に分類された財産及び未利用国有地に分類された財産のうち処分困難財産となっている財産。

#### (3) 平成24年度の監査結果について

##### イ 国有財産監査の結果

24年度においては、全国で451件の監査を実施し、そのうち117件（25.9%）について問題点を指摘した。

指摘事案の内容は、道路予定地として購入したにもかかわらず、未利用の状況となっている財産について売却するよう是正を求めたもの、余剰のある庁舎への移転を求め借受解消を図ったものなど国の財政への貢献が見込めるものが大半を占めるほか、貸付手続等に不備があるもの、行政財産の分類が不適切なものなど多岐にわたっている。

##### ロ 各省各庁所管財産の実態監査の結果

平成20年度に実施した「行政財産（土地）の使用状況実態監査」において、効率的な使用を推進する必要があると認められた財産（効率化検討対象財産）にかかる処理計画について、その処理を促進するため、フォローアップ監

査を実施した。

また、各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について、平成24年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し、各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

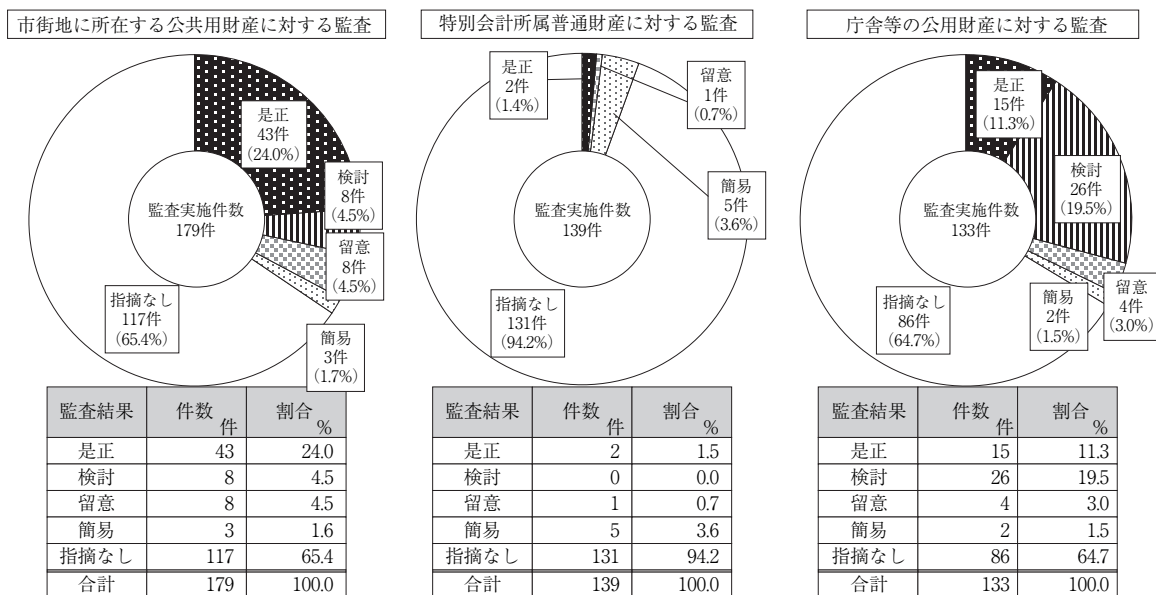
(注1)「国有財産監査結果」については、第31表を参照。

(注2)「行政財産（土地）の使用状況実態監査のフォローアップ結果」については第32表を参照。「各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況」については、第33表を参照。

(注3)平成24年度の監査結果については、財務省のホームページで公表している。

- ・ 国有財産監査の結果（アドレス：[http://www.mof.go.jp/national\\_property/summary/result/fy2012/index.html](http://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2012/index.html)）
- ・ 各省各庁所管財産の実態監査結果（アドレス：[http://www.mof.go.jp/national\\_property/summary/property\\_audit/utlized\\_by\\_ministry/fy2012/index.htm](http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/utlized_by_ministry/fy2012/index.htm)）

第31表 平成24年度監査結果（指摘等の状況）  
《監査対象財産別指摘状況》



■ 是正：その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの  
 国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反する処理

▣ 検討：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の中で最適な方策について慎重な検討を要するもの

□ 留意：是正を要すると認められるが、監査対象部局において既に是正等の措置に取り組んでおり、是正されることが確実なもの

▢ 簡易：上記の指摘事項には至らないが、監査対象部局に注意喚起等を求める必要があると判断する事項及び軽微な不備事項は、通達の規定に基づき、管理責任者による通知事項（簡易指摘）として特別・統括国有財産監査官名で通知するもの

第32表 行政財産（土地）の使用状況実態監査のフォローアップ結果

(単位 件、千㎡、億円)

区分	効率化検討対象財産の処理計画	うち第1期（平成20年度から25年度）の処理計画	処理計画の処理実績		今後の処理計画
			平成24年度	平成24年度までの処理実績の累計	
件数	2,361	2,053	128	1,813	548
面積	4,810	3,577	344	2,700	2,109
台帳価格	2,370	1,570	134	1,113	1,256

(注1)「効率化検討対象財産」とは、平成20年度に実施した「行政財産（土地）の使用状況実態監査」において、効率的な使用を推進することが必要と認められた財産である。

(注2)「処理計画の処理実績」は、行政財産の用途廃止がなされたもの等である。

(注3) 第1期（平成20年度から25年度）の処理計画件数2,053件に対する進捗率は、88%である。



第33表 各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

(単位 件, 千㎡, 億円)

区 分	前年度末の 保有財産	平成24年度の変動状況			平成24年度末の 保有財産
		新規発生財産	処分等（注1）	その他（注2）	
件 数	2,089	148	828	126	1,535
面 積	2,734	460	927	716	2,983
台帳価格	664	59	288	148	583

(注1)「処分等」とは、一般競争入札等による売却のほか、譲与、所管換、所屬替、交換、出資等である。

(注2)「その他」とは、口座分割等による件数の増減、実測による面積及び台帳価格の増減等である。

第34表 国有財産に関する情報提供の現状

## (1) 公表・報告

区 分（根拠法令）	公表方法	情 報 内 容	公表等時期
国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書 （国有財産法第34条）	国会（報告）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書及び同説明書 （国有財産法第37条）	国会（報告）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書（財政法第28条）	国会（提出）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 1月
国有財産の現在高（財政法第46条）	官報掲載（報告）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 4月

## (2) 情報提供（PR）

## ① 定期刊行物

区 分	情 報 内 容	公表等時期
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の制度、国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の増減額、政府出資等の状況、行政財産統計、普通財産統計等	年1回 3月

## ② 財務省ホームページ（国有財産のページ）

区 分	情 報 内 容	公表等時期
国有財産レポート	国有財産の概要、最近の国有財産行政	年1回 6月
財政制度等審議会国有財産分科会	答申・報告書等、報道発表、議事要旨等	随 時
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の制度、国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の増減額、政府出資等の状況、行政財産統計、普通財産統計等	年1回 3月
各省各庁所管財産の実態監査等	各省各庁所管財産の実態監査、財務省所管普通財産（未利用国有地）の状況	随 時
国有財産の情報コーナー		
国有財産の売却情報	各財務局等が行っている入札に係る物件や即購入が可能な物件の所在地、数量、法令上の制限、交通機関、最寄駅等	随 時
今後入札を予定している物件	各財務局等が今後入札を予定している物件の所在地、数量、法令上の制限等	随 時
国有財産一件別情報	口座単位で一件別に、所在地、台帳数量、台帳価格、法令上の制限、法定容積率に対する利用率等	年1回 12月
統計情報	国会に報告している情報、定期刊行物の各種統計資料	随 時
ご存知ですか？ 国有財産	国有財産の基礎知識、購入方法等	年1回 12月
トピックス（報道発表等）	国有財産に関する各種報道発表資料等	随 時
国有財産通達集	国有財産に関する通達	随 時

## 財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-4111	http://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311	http://hokkaido.mof.go.jp/
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	(022)263-1111	http://tohoku.mof.go.jp/
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048)600-1111	http://kantou.mof.go.jp/
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7860	http://hokuriku.mof.go.jp/
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	(052)951-1772	http://tokai.mof.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6390	http://kinki.mof.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	(082)221-9221	http://chugoku.mof.go.jp/
四国財務局	760-8550	香川県高松市中野町26-1	(087)831-2131	http://shikoku.mof.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	(096)353-6351	http://kyusyu.mof.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	(092)411-7281	http://fukuoka.mof.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(098)866-0091	http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html

財務局を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

## 第9 国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにするという観点から、国有地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じ、その情報提供に努めている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第34表のとおりである。

### 1. 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調査を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

### 2. 情報提供

- (1) 財務省のホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の統計資料を掲載しているほか、国有財産に関するご意見・ご要望を受付けている。

国有財産の情報コーナーにおいては、各財務局等の

ホームページとのリンクにより、①「国有財産の売却情報」、②「国有財産の入札、売却結果」等の情報提供を行っているほか、③「国有財産一件別情報」、「統計情報（国会に報告している情報等）」、「トピックス（報道発表等）」、「国有財産通達集」などを公開し、利用者の利便性の向上に努めることとしている。

#### イ 国有財産の売却情報

全国の財務局等で一般競争入札の手続きを行っている物件、即購入可能な物件、今後売却を行うことを予定している物件について、それぞれその所在地、面積、法令上の制限、最寄りの交通機関等の情報を掲載。

#### ロ 国有財産の入札、売却結果

一般競争入札等で売却した財産について、契約年月日や法人・個人の別及び契約金額等を公表。

#### ハ 国有財産一件別情報

国有財産について一件別に所在地、台帳数量、台帳価格に加え、用途地域や容積率等法令上の制限、利用容積率等を掲載。

- (2) 国有財産に関する情報については、今後も国民のニーズを踏まえた情報をタイムリーに提供する等、利便性の向上とともに、更なる情報提供の充実に努めることとしている。

## 第10 未利用国有地の有効活用と 権利付財産の売却

### 1. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

#### (1) 未利用国有地の保有状況

平成24年度末現在の未利用国有地は、3,402件、台帳価格4,868億円である。

なお、未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ（アドレス：[http://www.mof.go.jp/national\\_property/summary/property\\_audit/non\\_utilized\\_land/fy2012/index.html](http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/non_utilized_land/fy2012/index.html)）等で公表している。

（注1）未利用国有地の推移については第35表を、処分等結果については第36表を、平成24年度末現在の保有状況については第37表を参照。

（注2）平成15年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第38表のとおりである。

#### (2) 未利用国有地及び権利付財産の売却状況

平成24年度までの未利用国有地の入札実施状況は第39表のとおりである。平成24年度においては、約1,800件の一般競争入札を実施し、このうち約800件が成約に至っている。

平成25年度においては、平成24年度末時点において地方公共団体等から取得等要望のなかった未利用国有地のほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な未利用国有地についても入札に付すように努め、約2,000件の一般競争入札を実施することとしている。

また、借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第40表のとおりである。

### 2. 多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう管理処分手法の多様化を図っている。なお、これまでの取組みは第41表のとおりである。

#### (1) 未利用国有地の処分手法

イ 未利用国有地の一般競争入札に当たって、物納不動産（土地）については、税外収入確保の観点から、更なる売却促進を図ることを目的として、平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また、平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から、物納不動産（土地）に限らず、すべての不動産について最低売却価格（予定価格）を公表する制度改正を行い、更なる売却促進を図ることとしている。

ロ 平成14年度には、現状では売却が難しい財産について、分筆、造成、ライフライン整備等の工事を行うこと

により、付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第42表のとおりである。

ハ なお、こうした取組みのほか、まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から、平成20年度に二段階一般競争入札及び地区計画等活用型一般競争入札を導入した。

（注1）二段階一般競争入札とは、土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお、広島県広島市の二葉の里地区においては、財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ、開発条件等を策定しており、今後、二段階一般競争入札を実施する予定である。

（注2）地区計画等活用型一般競争入札とは、地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など、地方公共団体と協議を行い、地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

#### (2) 権利付財産の処分手法

権利付財産については、権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが、こうした取組みのほか、平成18年度には借地権と底地権の交換、平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分手法を採り入れた。

更に、平成21年度には、主に物納不動産で借地権の付着した財産について、信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

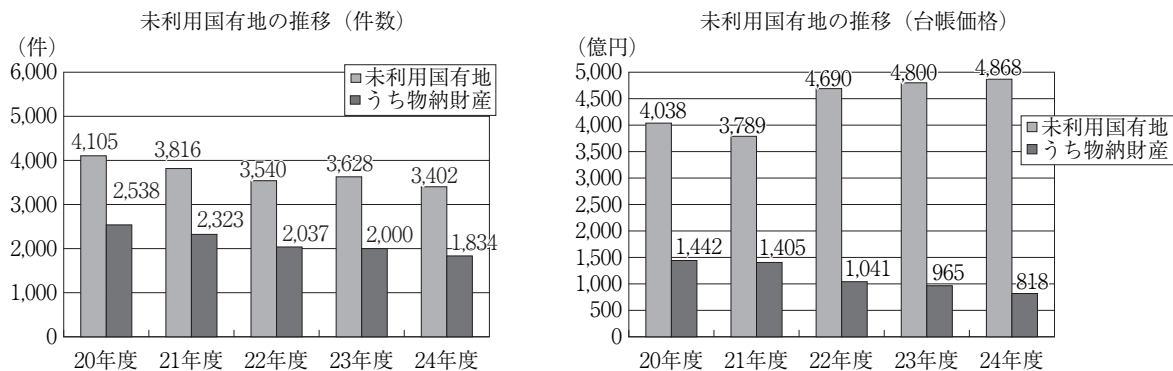
### 3. その他の管理処分手法

(1) 平成22年度には地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進するため、保育・介護・医療など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を推進するため、地方公共団体等を通じた貸付制度を導入。保育所や救急医療など地域医療のための施設整備や、社会福祉法人への直接貸付など、定期借地権を活用した貸付制度の拡大を行ってきた。

（注）平成25年10月末までに、世田谷区などの地方公共団体等との間で、27ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉施設として貸付契約を締結した。（第43表）

(2) 税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から、平成24年3月、売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

第35表 未利用国有地の推移



第36表 未利用国有地の処分等結果

(単位 件, 千㎡, 億円)

区分	前年度末現在の保有財産			年度内の変動状況 (注1)									平成24年度末時点の保有財産		
	件数	面積	台帳価格	新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産			変更等による増減 (注4)			件数	面積	台帳価格
				件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格			
地方公共団体等利用財産 (注2)	205	3,187	1,307	41	146	129	68	132	182	30	98	69	208	3,299	1,324
処分対象財産 (注3)	(1,496)	(3,181)	(2,496)										(1,420)	(3,159)	(2,361)
	3,423	6,756	3,493	458	868	660	802	998	421	115	△78	△188	3,194	6,548	3,543
合計	3,628	9,943	4,800	499	1,015	790	870	1,130	603	145	19	△119	3,402	9,848	4,868
うち一般競争入札等で年度内に売却した財産 (注5)							846	1,065	556						

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、平成24年度の処理実績を取りまとめたものである。  
 なお、本表において、未利用国有地とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。  
 ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。  
 また、現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれるものを含む。  
 2. 「地方公共団体等利用財産」とは、国あるいは地方公共団体等が利用する財産である。  
 3. 「処分対象財産」とは、一般競争入札により民間に処分を予定する財産（一般競争入札を実施済の売残財産を含む）である。  
 なお、上段（ ）内書きは、区画整理事業、再開発などの地域の街づくり事業等により処分を留保している財産である。  
 4. 「変更等による増減」とは、区分の変更、口座分割等、実測及び国有財産台帳価格改定等による増減である。  
 5. 「うち一般競争入札等で年度内に売却した財産」の売却額は、678億円である。

第37表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件, 億円)

区 分	国利用		国 利 用 以 外										合 計		物 納 構 成 比		
			地方公共団 体等利用		入札未実施		売 残		処分困難								
	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	
全 国	全 体	55	647	3,347	4,220	153	677	694	757	1,080	424	1,420	2,361	3,402	4,868	53.9%	16.8%
	うち物納	9	25	1,825	792	15	38	305	134	618	149	887	470	1,834	818		
	対合計比	1.6%	13.3%	98.4%	86.7%	4.5%	13.9%	20.4%	15.6%	31.7%	8.7%	41.7%	48.5%	100.0%	100.0%		

(注) 1. 各計数は、平成24年度末現在である。  
2. 単位未満切捨てのため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

第38表 物納不動産（土地）の引受状況の推移

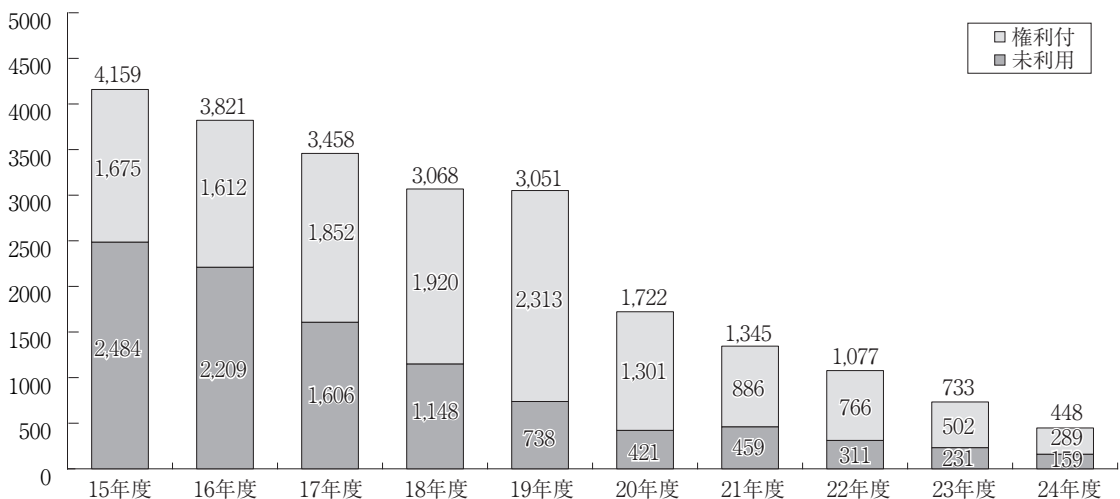
(単位 件, 千㎡, 億円)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
未 利 用	件 数	2,484	2,209	1,606	1,148	738	421	459	311	231	159
	数 量	2,446	2,196	2,197	1,323	1,044	750	411	238	221	161
	台帳価格	2,059	1,614	995	697	445	251	319	157	109	54
権 利 付	件 数	1,675	1,612	1,852	1,920	2,313	1,301	886	766	502	289
	数 量	346	315	350	370	391	183	160	110	82	35
	台帳価格	475	401	441	462	447	222	181	130	70	41

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。  
2. 件数は、財務局における管理上の件数である。  
3. 計数は、単位未満四捨五入している。

第38表 参 考

(件)





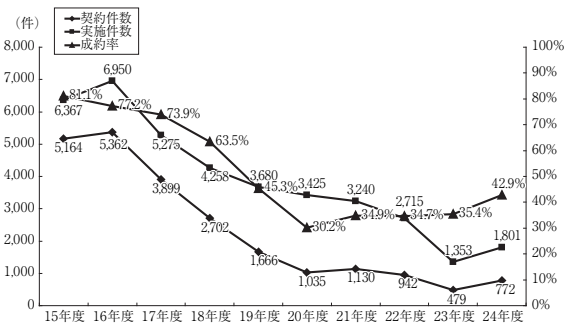
第39表 未利用国有地の入札実施状況（一般会計）

（単位 件、億円、％）

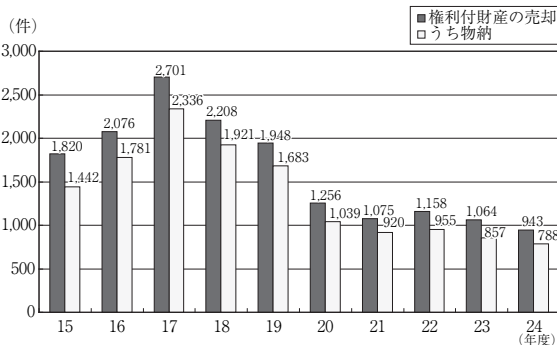
実施年度	一般競争入札			成約率
	実施件数	契約件数	契約金額	
15	(5,779)	(4,736)	(2,792)	81.1
	6,367	5,164	3,002	
16	(6,089)	(4,829)	(2,575)	77.2
	6,950	5,362	2,895	
17	(4,391)	(3,379)	(1,770)	73.9
	5,275	3,899	2,059	
18	(3,291)	(2,184)	(1,249)	63.5
	4,258	2,702	1,606	
19	(2,571)	(1,213)	(490)	45.3
	3,680	1,666	1,090	
20	(2,294)	(691)	(219)	30.2
	3,425	1,035	315	
21	(2,029)	(755)	(254)	34.9
	3,240	1,130	522	
22	(1,632)	(607)	(235)	34.7
	2,715	942	428	
23	(701)	(310)	(143)	35.4
	1,353	479	268	
24	(877)	(401)	(189)	42.9
	1,801	772	499	

1. 各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものを含む。）の契約状況であり、翌年度に契約したものも含まれる。
2. 計数は、単位未満四捨五入している。
3. 上段（ ）内書は物納財産である。
4. 未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第39表 参考



第40表 参考



第40表 権利付財産の売却状況（土地）

（単位 件、億円）

年度	全 体		うち物納	
	件 数	金 額	件 数	金 額
15	1,820	273	1,442	244
16	2,076	309	1,781	239
17	2,701	410	2,336	349
18	2,208	417	1,921	386
19	1,948	373	1,683	343
20	1,256	214	1,039	157
21	1,075	185	920	132
22	1,158	189	955	155
23	1,064	169	857	142
24	943	161	788	122

第41表 これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

実施年度	取 組 み 内 容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設 対象：小規模な物納財産（土地300㎡、建物200㎡以下）
平成7年度	○レインズ登録による売却制度の導入 対象：一般競争入札で不落・不調物件等
平成11年度	○郵送による期間入札制度の導入
平成12年度	○OSPC法に基づく証券化条件付入札の実施 対象：未利用地6物件、権利付財産8物件 ○媒介型入札の導入
平成14年度	○処分型信託の導入 現状のままでは売却が難しい未利用国有地について、造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度の導入 対象：1,000㎡以下の物納不動産 (注) この制度導入に伴い、価格公示売却制度は廃止
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入 対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地 ○電子入札制度の導入 … 対象：期間入札
平成20年度	○二段階一般競争入札等の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託（権利付財産）の実施
平成22年度	○定期借地権を利用した貸付の導入 ・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む） ・社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人への貸付 ○交換の運用拡大 相手方が地方公共団体の場合は国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるよう運用拡大を行った。
平成23年度	○定期借地権を利用した貸付の対象拡大 売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度の導入
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 対象：物納不動産に限らず、すべての不動産について最低売却価格を公表

第42表 土地信託の実施件数  
(単位 件, ha)

信託の種類	実施財務局	契約年度	件数	面積
処分型	関東財務局	14年度	309	45
		15年度	280	41
		16年度	308	41
		17年度	153	12
		18年度	46	11
	近畿財務局	16年度	72	16
管理処分型	関東財務局	21年度	240	14
累	計		1,408	179

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と累計は必ずしも一致しない。

第43表 社会福祉分野での国有財産の活用実績  
(契約件数実績)

	<社会福祉分野における国有地の活用> (平成22年6月18日～平成25年10月31日)	
	定期借地	売却
保育関係	16件	14件
高齢者関係	7件	16件
障害者関係	4件	16件
医療関係	0件 (処理方針策定済み1件)	7件

(平成25年10月31日時点)

## 第11 NTT, JT, J.alco株式の売却状況

### 1. NTT株式

昭和60年4月, 日本電信電話株式会社法(平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」, 以下「NTT法」)により, 旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社(NTT)が発足し, 同時に, 同社の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円, 額面5万円)のすべてが政府の保有となった。

NTT株式については, NTT法上, 政府に3分の1以上の保有義務が課せられており, 全体の3分の1に当たる株式(520万株)については財政投融資特別会計投資勘定(※1)が保有し, 残りの3分の2に当たる株式(1,040万株)については国債整理基金特別会計が保有し, 売却益は国債償還財源に充てることとされた。

国債整理基金特別会計保有の株式については, 昭和61年度, 62年度に各195万株, 63年度150万株, 平成10年度, 11年度, 12年度に各100万株, 14年度9万1,800株, 15年度8万5,157株, 16年度80万株, 17年度112万3,043株を売却してきた結果, 同特別会計保有の株式はすべて売却が完了した。

財政投融資特別会計投資勘定保有の株式については, 平成22年11月及び平成23年11月にNTTが自己株式消却を行ったことに伴い生じた政府保有義務超過分9,933万4,200株について, 平成23年度にNTTによる2回の自己株式取得に応じて売却した結果, 4億3,107万株(※2)となっている(第44表参照)。なお, 平成25年11月にNTTが自己株式消却を行ったことに伴い生じた政府保有義務超過分6,216万6,700株については, 平成25年度及び平成26年度に売却を予定している。

※1 特別会計に関する法律により, 産業投資特別会計は, 平成20年度以降, 「財政投融資特別会計投資勘定」となった。

※2 株式分割(平成7年11月に1株を1.02株, 平成21年1月に1株を100株)を実施している。

### 2. JT株式

昭和60年4月, 日本たばこ産業株式会社法(以下「JT法」)により, 旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社(JT)が発足し, 同時に, 同社の発行済株式総数200万株(資本金1,000億円, 額面5万円)のすべてが政府の保有となった。

JT株式については, 当初, JT法において, 政府にJT設立時の株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超の保有義務が課せられていたため, JT設立時の株式総数の2分の1に当たる株式(100万株)については財政投融資特別会計投資勘定が保有。残りの2分の1に当たる株式(100万株)については国債整理基金特別会計が保有し, 売却益は国債償還財源に充てることとされた。

JT設立時の経過措置(JT法附則第18条)として, 政府に当分の間発行済株式総数の3分の2以上の保有義務が課せられていたことから, 国債整理基金特別会計保有の株式のうち, 平成6年度39万4,276株, 8年度27万2,390株を売却した(当該時点における売却(発行済株式総数の3分の1)が完了)。その後, 平成14年4月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い, 新たに33万3,334株が売却可能となり, 平成15年度4万4,000株, 16年度28万9,334株を売却した(当該時点における売却(発行済株式総数の2分の1)が完了)。

平成23年12月, 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(JT法改正を含む)の施行により, 政府保有義務は発行済株式総数の3分の1超となり, 財政投融資特別会計投資勘定が保有している500万株(株式分割(平成18年4月に1株を5株)を実施)のうち, 166万6,666株を国債整理基金特別会計に所属替し, 売却益は復興債償還財源に充てることとされた。国債整理基金特別会計保有の株式については, 平成24年度に3億3,333万3,200株(株式分割(平成24年7月に1株を200株)を実施)を売却した(当該時点における売却(発行済株式総数の3分の1超)が完了)。

なお, 所属替後の株式分割実施(平成24年7月に1株を200株)により, 財政投融資特別会計投資勘定の株式につい

ては6億6,666万6,800株となっている（第45表参照）。

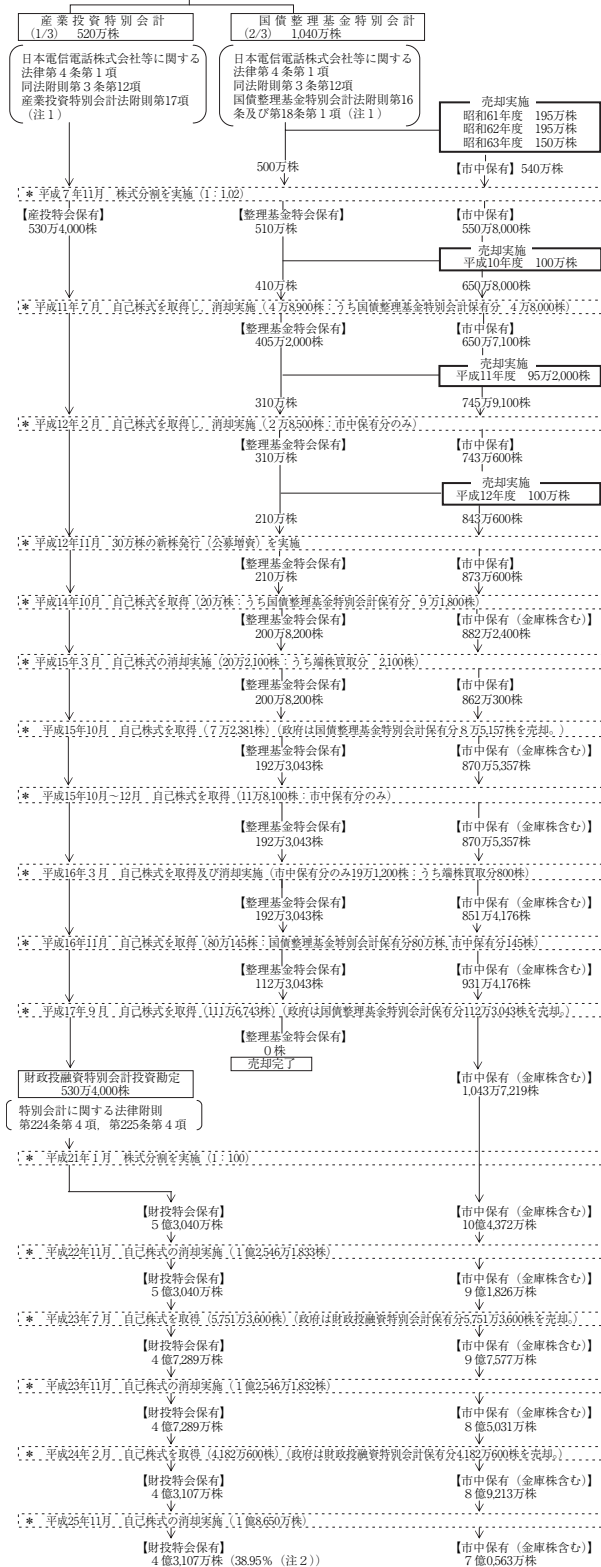
### 3. J.alco株式

平成18年4月、日本アルコール産業株式会社法（以下「J.alco法」）により、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社（J.alco）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数6万株（資本金30億円）のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式については、J.alco法上、政府に保有義務は課されていない。一方、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、政府は設立後2年以内に株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会株式部会（平成18年11月）での審議・答申を受けて、平成20年3月、発行済株式総数の約3分の2に当たる株式（39,999株）を一般競争入札により売却した（第46表参照）。

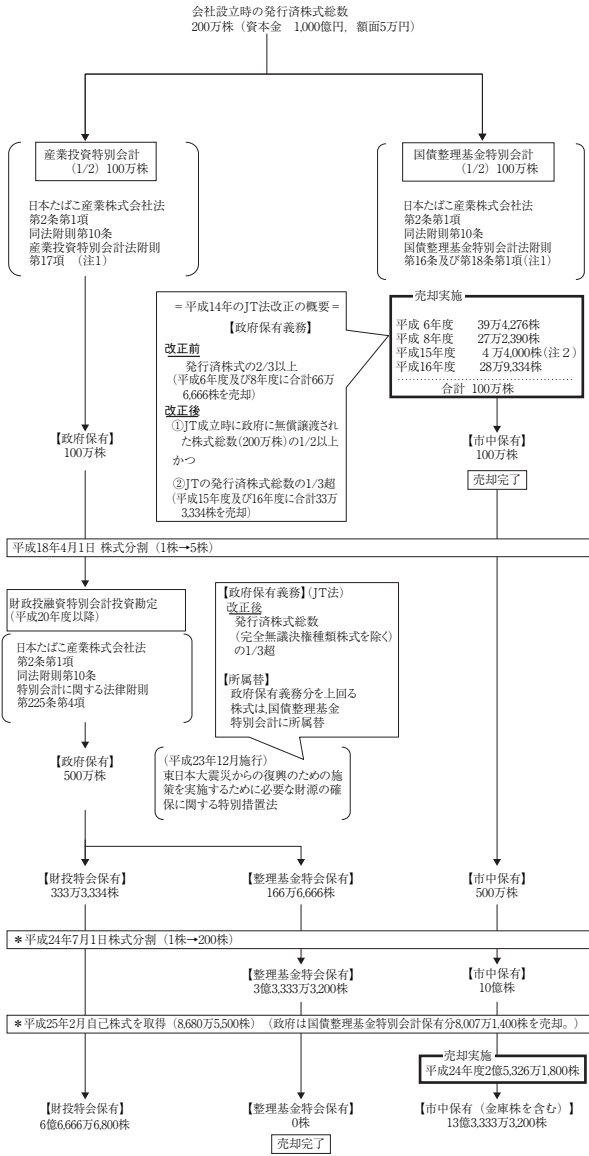
### 第44表 NTT株式の概況

会社設立時の発行済株式総数1,560万株（資本金7,800億円、額面5万円）



(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計、国債整理基金特別会計は廃止。  
 (注2) NTT法上の政府保有義務割合。政府保有株の総発行済株式に占める割合は37.92%。  
 (注3) 株式数は単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある。

第45表 JT株式の概況



(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計法、国債整理基金特別会計法は廃止。  
(注2) 平成15年度の売却は、JTの自己株式取得に応じた売却である。

第46表 J.alco株式の概況

